

城里町議会全員協議会会議録

日時 令和7年9月4日(木)

午前10時04分

場所 城里町役場 3階 議場

出席議員(13名)

議長	三村孝信君	副議長	加藤木直君
	高橋裕子君		藤咲芙美子君
	金長秀範君		片岡藏之君
	綿引静男君		関誠一郎君
	飯村栄君		阿久津則男君
	桜井和子君		小塚孝君
	猿田正純君		

欠席議員(1名)

鯉渕秀雄君

説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修			
副	町	長	藤田悟史			
教	育	長	添田智			
まちづくり	戦略課	長	園部繁			
総	務	課	長	大津好男		
町	民	課	長	羽部理恵		
財	務	課	長	雨宮忠芳		
税	務	課	長	佐藤宰		
国	保	年	金	課	長	富江一也
長	寿	応	援	課	長	稲川弘美
健	康	福	祉	課	長	飯村正則
農	業	政	策	課	長	興野隆喜
都	市	建	設	課	長	加藤孝行
上	下	水	道	課	長	江幡守仁
会	計	課	長	(会計管理者)	所	克実

農業委員会事務局長	山崎 栄一
教育委員会事務局長	廣木 仁

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	興野 友宣
主任書記	藤田 真紀
書記	鷺 翔瑛

議会全員協議会次第

- 1 開 会
- 2 議長挨拶
- 3 町長挨拶
- 4 協議案件
 - (1) 令和7年第3回城里町議会定例会提案事項について
(別紙 議会定例会議事日程)
- 5 閉 会

午前10時04分開会

開 会

○議長（三村孝信君） 議員各位には、何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまから議会全員協議会を始めます。

議長挨拶

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会は、来たる9月9日に招集されます令和7年第3回城里町議会定例会に提案される事項につきまして、事前にご協議をいただくものがあります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

本日の出席状況についてご報告いたします。

欠席議員、5番、桜井和子君、13番、鯉渕秀雄君、ほか全員出席であります。

町長挨拶

○議長（三村孝信君） ここで、町長よりご挨拶をいただきたいと思います。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 本日は、令和7年第3回議会定例会に提案します議案等につきまして、事前に議会議員の皆様へ説明するため、議会全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、公私ともご多用のところ出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の全員協議会ではありますが、議案16件、報告12件につきましてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

協議案件

○議長（三村孝信君） これより会議に入ります。

ご質問のある方は挙手をし、議席番号を述べた上で、着座にてご質問ください。

執行部におきましても、答弁は着座で結構です。

また、質問の回数は制限しませんが、簡潔に重複質問のないようお願いいたします。

それでは、議案第42号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

議案第42号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、最近における物価高騰を踏まえ、選挙運動に関する公営単価を見直すものでございます。

詳細につきましては、議案第42号説明資料1ページから2ページ、新旧対照表をご覧ください。

以上、議案第42号についてご説明申し上げます。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 議案第42号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ、金額が上がったということなんですけれども、印刷を依頼するときに、町内、町外、どこに依頼しても、31万6,250円無料でできるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

印刷に関しては、町外町内を指定しているものではございませんが、それは立候補者の方の考えによるものと思っております。

また、無料になるということではなくて、公費負担によるものの範囲が、単価が上がったものとしております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これ公平にお願いをしたいと思うんです。

町外の印刷所に頼んだときに町外なので対応できませんというようなことのないように、町内、町外ともに依頼すれば、申請書でも何か出せば、全部お受けできるということをお願いしたいと思います。

それから掲示板の数に加えた金額とってまうけれども、それを超えたものについては私たちは要求していません。

ですので、これは31万6,250円までは無料にできるという、作製することができるということですので、このことを私たちも肝に銘じていきたいと思っております。

以上です。答えていただければ。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ポスター作製に関しては、町で印刷所に印刷してくださいと

頼むものではございません。

町のほうで、公費で負担できるものは公費で負担するというものでございます。

また、作成に係る費用、枚数等に関しては、候補者、または、後援会等によってよく打合わせして実施されたいと思っております。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

ただ、町内にしても、町外にしても、申請があった時にはどこでも、町内の町議選のものについては受けてもらえるということを約束してもらえればいいと思います。

○議長（三村孝信君） 町外でも町内でも大丈夫だということで答弁してますので、ご理解ください。

ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第43号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） それでは、議案第43号についてご説明申し上げます。

議案第43号 城里町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び城里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や、個別周知、意向確認等について規定しているものでございます。

詳細につきましては、議案第43号説明資料1ページから6ページの新旧対象表をご覧ください。

以上、議案第43号についてご説明を申し上げました。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第43号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 職員の勤務時間ということなんですけれども、新旧対照表の15条の3と4、削除した理由を説明してください。

それから、育児休業条例で19条の育児休業が男女ともに休業申出があれば取得できるというんですけれども、どのように処置をされるのかお聞きします。

例えばですね、休業には給付の支給があるのか、それから、正職員のみへの対応のようで

すけれども、男女、男性、女性問わずに育休取得に気兼ねなく取得できるような人数の配置はされているのでしょうか。それからテレワークは可能なのでしょうか。

お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

まず、最初の条例第15条の3及び4についての削除ということですがこちらについては、もともと介護について既条例では設定しておりましたが、今回の育児を追加するに当たり、19条の3項及び19条の4項のほうに育児及び介護ということで明記されておりますので、条を統合しているものでございます。

2つ目ですが、男女の区別なく育児休業が取れるのかということですが、こちらについては取得できるものでございます。

また、今回の条例改正に伴って、取得の時間については、柔軟な対応ができるようにということで、育児者及び介護者もそうなんです、こちらについては人事のほうともよく打合わせをしながら、時間の取得する部分、また、状況によって残業の指示を入れない職員等として対応していくものでございます。

また、テレワークは可能かということですが、町のほうではテレワークの整備はしておりませんので、テレワークの実施はしておりません。

以上、3点でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲英美子君。

○8番（藤咲英美子君） ちょっと私、心配していることは、こういう条例ができていても、気持ちよく取得ができるような条件、働き方というか、そういう職場になっているのかどうかということがちょっと心配しています。ですので、それは人数によるものだと思うんです。ですので、私が休んだら、仕事に穴が開いて迷惑かけるとか、そういう思いがあれば、当然、取りたくても取れなくなってしまうような状況ってあるんだと思うんです。

ですので、そういうことを少しでも軽減できるように、人数は確保できているのかなということをお聞きしたかったんですけれども。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） お答えいたします。

人員に関しては、小さい町ですので、職員の数がある程度限られている中でございます。また、育児及び療養、また、けが等によって休業する職員も現在もおりますが、そこについては、兼務発令、または、状況によっては会計年度の採用等々を実施して対応しているところでございます。

休みづらいということについてですが、今のところ休みづらいというお話はきておりません。しっかり、育児、また、介護等について時間休暇、日数を消化する休暇等も取得している状況でございます。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第44号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第44号についてご説明申し上げます。

議案第44号 城里町営住宅設置条例の一部を改正する条例についてであります。町営団地の建て替え及び解体に伴い町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、町営南団地及び小勝中郷団地の名称等を整理するものでございます。

詳細につきましては、議案第44号説明資料1ページから2ページの新旧対照表をご覧ください。

以上、議案第44号についてご説明申し上げました。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第44号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 小勝中郷団地が削除されていますけれども、何か理由を教えてくださいたいんですが。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 藤咲議員さんの質問にお答えします。

小勝中郷団地については、昨年度、用途廃止を行い解体したものを削除したものであります。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、中郷団地には誰も入っていないということなんですか。

○議長（三村孝信君） 都市建設課長加藤孝行君。

○都市建設課長（加藤孝行君） 現在、中郷団地は2階の棟と、1階の古い平屋の棟があったんですが、1棟だけ残って、その1棟を解体したもので、2階のほうは解体していませんので、そちらのほうには住んでおります。

以上となります。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにご質問はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第45号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） 議案第45号についてご説明申し上げます。

議案第45号 城里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。児童福祉法第34条の16の規定に基づき設置及び運営に関する基準を定めるものです。

以上、議案第45号についてご説明申し上げます。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第45号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 3点についてお聞きいたします。

保育所に通っていない乳児を受け入れる施設は町内保育園全て適用するのか。

それから、適用施設の受入れ状態は町で把握しているのでしょうか。

それと、もう一つ、現在入園している子供に対応しながら、新たに受け入れる場合、専門員も必要だったと思いますけれども、人数の確保は必要だと思います。確保するための支援補助はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） それではまずご説明に移ります前に、そもそもこの制度は何かということからちょっとお話ししたいと思います。

まず、これ、今、国のこども家庭庁のほうでは進めておりますこども誰でも通園制度というものでございます。それを実施するために、今回、施設基準が各市町村で条例が必要ということになってございます。

まず、そういった中で、なぜ全国一律にこども誰でも通園制度をやるのかということなんですけれども、議員ご指摘のとおり、知っているかとも思うんですけれども、全国1,741の自治体がございます。そのうち、一時預かり事業、城里町でも当然実施しておりますが、やっている自治体というのが1,269ございます。要するに73%弱の自治体が、困ったときにお子さんを預けられるというような自治体サービスを行っております。逆に言えば、3割近い自治体は子供の一時預かりが行ってございません。

そういうところで国のほうもいろいろアイデアを絞って全国的にやったのかと思います。ご存じのとおり、城里町につきましては、子育て支援のほうにつきましては、一生懸命力を入れているところでございますので、まず城里町で、子供が、今現在です、この制度が始まる前のご説明しますが、もし、例えば1歳のお子さんが保育所に入っていない1歳のお子さんをご家庭の都合で預けたいという場合には、城里町ではもう既に柔軟に対応しております。

こども誰でも通園制度というのは、基本的には月10時間までを預かる制度ということで、今、制度設計が進んでいます。既にでも城里町ではそういう困ったお子さんを、例えば、今週1週間預かってくれ、といった場合にも既に対応はしているところでございます。

そういった中で、この制度を国のほうで全部の市町村でやりなさいということですので、城里町でもいろいろ検討はしたんですけども、まず、既に城里町では、一時保育事業というのをやっておりますので、各施設に聞いたところ、一時保育事業等、こども誰でも通園制度を使って預かっているお子さんが2人同じ預かりをした場合に、2つの請求を起こすことがちょっと面倒くさいので、もう民間ではやりたくないということでございますので、今回、場所はななかいこども園のほうを想定してございます。

また、ななかいこども園で実施した場合に余裕活用型、要するに定員に余裕がある場合にのみ受け付けるというようなことで進めておりますので、特に新しく人材を入れるとか、そういうことは今のところ想定しておりません。

また、経費につきましても、まだ国のほうで事細かく制度設計のほうができていない、細かい正確な通知文が来ておりませんので、今回はまだそこまでの制度設計ができておりませんので、後日別途規定で定めることになっておりますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 別途定めるってどういうことですか。

○議長（三村孝信君） 健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） まず、今回は施設の基準、要するに1人当たりの面積が何平米必要ですとか、例えば、1歳児を見るためには1人の保育士さんで何人までですよというところまでしか決めてません。

別に定めるのは、月の利用時間、上限を何時間にするか、あとは1時間当たりの利用料金を幾らにするかということにつきまして、近隣の市町村の状況を見ながら今後検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これから、その1人当たりいくらかいろいろ考えていくということなんですけれども、国で定められているものに合わせるというような状況なんですか。

いや、今、説明を受けたのは、町は、国から定められている以前からやっているんで、もう民間はやらないというようなことを聞きましたけれども、上限は何人だとか利用時間だとかということについては、ある程度定められてはいるんですよ。いるんですよ。

それに合わせてやっていくということで、ああなるほどね、そうですか。分かりました。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第46号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第46号 城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定によりまして議会の議決を求めるものであります。

1、公の施設の名称、城里町特産品直売センターかつら並びに（仮称）新道の駅かつら。指定管理者、城里町大字御前山37番地、株式会社桂ふるさと振興センター、代表取締役、上遠野修。

指定期間、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間となります。

城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、指定管理者候補者選定委員会の委員さんによる慎重な審査の結果、適正な能力を有する団体として選定されています。

以上、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第46号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） この指定はもう決まったことなんですか。

公募しないで、もう選定されて決まったことなんですか、お聞きします。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 選定委員会を開催いたしまして、その中で委員に特定業者に関するということで承認をいただきまして、1社ということで審査をかけました。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは公募はしなかったということですね。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） かつらの道の駅につきましては公募ではありません。

特定ということで指名しまして、審査いたしました。

○8番（藤咲芙美子君） 誰が決めたんですか、そんなこと。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） それは、第1回7月27日に開催しているんですが、選定委員会の中で公募ではなくということで決定いたしました。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ということは、いろいろ委員会が、その中の委員会があると思うんですけど、委員会の中だけで決めてしまったということなんですか。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 選定委員会なんです、10名の委員を選びまして、三村議長さん、猿田議員さんと、あとは区長とか商工会とか、代表者、学識経験者等を入れました。10名によって選んでおります。

○議長（三村孝信君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 今、私の名前も言っていたかもしれませんが、もう、この選定委員会として出席したときに、一番最初に、この道の駅かつらと山桜は公募はしませんって、最初から私ら言われましたよ。

そういう紛らわしい言葉言わないで、最初からここはもうこの桂ふるさと振興センターで決めましたって言えば、いいじゃないですか。何も隠さないで。

私らがこれ賛成したわけじゃないですよ。

ここには、議長だって、副町長だって選考委員として出てたんですから、みんな分かってますよ、そういうことは。はっきり言ってくださいよ。そういうこと。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 選定委員会の中で、これでよろしいですかという採決はしているはずなんです、それで了承を得たと思っております。

○議長（三村孝信君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） よろしいですかって私たちが聞いているときに、公募はしないんですかって言ったら、しませんって言ったんじゃないですか。

だから、私らはもうそれじゃしょうがないねっていうことで、賛成をするしかないんだから、そういう、後づけのようなことは言わないでくださいよ、現場でやってることを。

だから、もう最初からこれはもう道の駅かつらと山桜は、もうこの会社のほうでやりますということ言えばいいじゃないですか。

何でそういう紛らわしいこと言うんですか。

○議長（三村孝信君） 誰に求めますか。

○7番（猿田正純君） 誰にと、今は、藤咲さんじゃなくて、その話も、何か全然話、筋が通ってないんで。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ただいまの意見なんです、質問なんです、あくまでもこういう方向でということなんです、その業者については、これで、公募じゃなく、特定でやらせてほしいという形で言っただけで、それはそれでよろしいですかという採決はいただいているという判断です。

なので、こちらがこれでやるということではないです。

○議長（三村孝信君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） だから、公募はしなくていいですかという話を言われているわけじゃないですか。

こちらでやらせてくださいということで、それを私らは徹底的に反対して、いや、公募しろよ、公募しろよと言ったら公募したんですか。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） あくまでも決定は、委員会の中なので、委員会のほうで駄目だとなればそれは公募するしかないと思います。

○7番（猿田正純君） 議長、何回までいいんでしたっけ。

○議長（三村孝信君） 何回でも大丈夫です。

が、繰り返しになる場合は個人的にやってください。

7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） 公募をしてくれっていう話とか、そういう話って最初からなかったじゃないですか。

取りあえず、これは町のほうでこの桂ふるさと振興センターでやらせてくださいっていうような話から始まったんじゃないですか。

それを委員会のせいなんかにはしないでくださいよ。まして、その後の選考委員の時に私遅刻したから言えなかったですけど、あんなでたらめな資料を出してきて、間違いだらけの。あの資料、誰がつくったんですかって、町長に聞いたら変なこと言ってましたよね。

だけど、ああいう書類つくるのって、町長しかいないじゃないですか。

それを数字は間違えてるようなやつをたくさん出してきて、5年間の計画事項だって、同じことをただ書いてるだけで、こんなの一般の企業が金融機関なんか金借りるときに提出なんかしたら、どこだって、貸してもくれないですよ。みんな却下ですよ、あんなの。

それは別としても、ただ、あくまでこのふるさと振興センターっていうのは、委員会が公募をする、しないの話以前に、もうこうやらせてくださいっていう話を持ってきたわけじゃないですか。

だから、ああ、これじゃもう公募はしないんですねっていうことで、ただやっただけの話であって、だったら、最初から言ってくださいよ。これで駄目ならちゃんと公募しますからって。

そういう話言ってないじゃないですか。

委員会のせいなんかにはしないでほしい。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかに質問はございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） ただいま聞いてて非常に残念だなと、なんでこういう指定管理をしねえけんねえの、これ。

町の直売所と位置づけて、かつらの道の駅は条例の中に1文に入ってるんよ。

それを直してあんの、第3セクターで置くということで条例の中に入っているのよ、道

の駅が。山桜にしても。

それが何で、指定管理に、別会社に、こういう公募をさせてやんなきゃなんねえ。

条例をまず直してからじゃねえと、こういうことをやったんでおかしい話だろ。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 今の指定管理の話なんですけど、質問にお答えします。

条例の中で指定管理者により運営管理をすることと指定しているわけなんです。なので、今回、指定管理者を選んだということ。

○議長（三村孝信君） 14番小唄 孝君。

○14番（小唄 孝君） 道の駅というのは条例の中に、一部に、もう、かつら物産センター直売所というのは条例の中に入っているのよ。手数料も何%って、そういう数字が全部入ってるの、条例の中に。そんだから、手数料だって取った時に返した話でしょ、13%取った時に。条例で決まってる話だから。

もう条例で決まってる。指定管理の直売所が、何でこれ、公の指定管理の中の枠に勝手に入れるの。入れんなら、議会に出して、ご破算にしてから出すのが筋じゃない。

直売所、解散して、みんな、ご破算にして、公募で出したらいいんじゃないの、今の言うように。公募でやったって。

まずは条例に入っちゃってんだから、そういう公募でやったなんて、やってるなんてのはおかしい話だ。

今までやってて、何十年ってやってるけど、道の駅が公募で、指定管理で応募したなんて、今までの歴代町長の中ではなかったよ。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 先ほどのように、条例によって、指定管理者により運営管理させることができるという形になってますので、今回あがったので、道の駅の物産センター、株式会社物産センターと、その運営というのは、また会社としてやっていることですので、そこに指定管理をさせる。

○14番（小唄 孝君） ここに出す前に、もう条例が、道の駅かつらというのは、入っちゃってんの、条例の中に、一部に、直売所として。山桜にしても。条例の中に決まってるんだよ、この条例の中に。

それが指定管理者にするってことがおかしい話だって。条例の中に入ってるの、きちんと。位置づけが、第3セクターの直売所で。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの小唄議員のご質問の中で、物産センターかつらにつきましては、設管条例の中で、指定管理者に運営をさせることができるという条例上にも明記されておりますので、今回、担当課としましては、長年、開所以来運営を行っている桂振興センターのほうに、特定指定でできないかということを審査会をお諮

りいただいて、その上で、今回指定となったということでございます。

○14番（小唄 孝君） 審査会に出す前に、町は議会に出して、ご破算にして、条例の中から、排除して、こういうことで指定管理を公募しますと、道の駅の直売所のあれをやんなきゃおかしいだろうっていうの。

今、建てて、契約までして、来年あたりオープンしようっていうのに、何で、その建て替えの工事金額が決まる前に、出す前に指定管理者きちんと決めて、公募したらよかつたんじゃないの。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えします。

ご破算にしてと言われると、株式会社をなくすということは、多分、町ではできないので、指定管理が5年で切れるんですよ。

○14番（小唄 孝君） 桂の条例の中から、もう、直売所は条例の中に入って、合併しているのに、ほんなら、城里町の条例の中に入っているの。かつらの道の駅の直売所は。位置づけされてんだよ。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 現在の物産センターかつらの指定管理につきましては、令和8年3月31日までという期限になってございます。

令和8年4月1日時点におきましても、かつら物産センターは存続しているというふうと考えておりますので、今回、令和8年4月1日からの指定管理を定めるということで今回議会のほうに上程しているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 指定管理としてしまうと、その指定管理のいろいろ問題はあるんだと思うんですけども、指定管理にしてしまったら、指定管理のトップは、やっぱり今、これまでと同様町長ということでやっていくような形になっちゃうんですか。トップは。

○14番（小唄 孝君） 町長が指定管理でやっていくのはおかしいね。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 指定管理者のトップというよりも、今、議案にさせていただいているのは、道の駅、城里町物産直売センターかつらで、株式会社桂ふるさと振興センターですので、そこのトップが指定管理者のトップということになると思っておりますので、町長ということになります。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっとごめんなさい。

もう一回聞いていいですか。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 株式会社ふるさと振興センター、これが正式な名前、これが物産センターじゃなくて、指定管理になるということなんですね。

でもおかしくない。

〔「それはおかしいな」と呼ぶ者あり〕

〔「社長が町長というのは」と呼ぶ者あり〕

〔「町の出資の株式のやつなのに町長個人のものになっちゃうんで」と呼ぶ者あり〕

○8番（藤咲芙美子君） 議長、いいですか。

○議長（三村孝信君） ここで申し上げます。

5番桜井和子議員が出席しました。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 度々ごめんなさい、すみません。

ちょっと分かんないです、そこら辺のところか。

何で、株式会社ふるさと振興センターが、指定管理にしなければならないのか。そこがちょっとよく分かりません。

指定管理にしたときの条例、それから、運営の仕方、そういうものは変わっていくのか、変わらないのか。

それから、ふるさと振興センターの中に、いろいろ野菜とか何か入れてますけども、そういう人たちの位置づけはどうなっていくのか。

そこら辺のところ分かんないで、私たちが指定管理にしたいから、議決してほしいと言われても、はい分かりましたというわけにいかないような気がするんですけども、そこらへんのところはどうなんですか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 道の駅かつらの指定管理者、株式会社桂ふるさと振興センターが担っておりますが、これは道の駅かつらが創設以来、もう30年間、約30年間ずっとこの株式会社桂ふるさと振興センターが、指定管理者としてやってきております。

藤咲議員も、実はこの議案を見るの、3回目のはずです。

5年前、それから、10年前も、これ全く同じ議案が出ていて、かつら、道の駅かつらは、桂ふるさと振興センターに指定管理者として指定してよろしいかという議案が、5年前も10年前も出たはずですので、藤咲議員にとってはこれ3回目の議案だと思います。

社長は、その時の町長がやっておりますから、前回議案出た時は私でしたし、その前の議案出た時は恐らく、阿久津藤男さんが、桂ふるさと振興センターの社長であったのではないかと、議案が出たのではないかとタイミングによっては金長義郎さんだったかもしれないかもしれませんが、ということでございます。

どうして指定管理をするのかということですが、指定管理をしないで、町直営ということになると、町の予算に、道の駅かつらの売上げとかそれに係る費用とかを全部町の予算

書に記載しなければいけなくなっちゃうんですね。

そうすると、例えば思ったより売上げが上がっちゃって仕入れをもっとしたくなったときに予算が足りないから仕入れできないとか、要はそういう指定管理者と別会社、株式会社なので、日々の収入で日々仕入れをしたり人を雇ったりできるんですが、直営で予算書、町の予算書の中に入ってしまうと、予算とずれたお金の使い方ができなくなってしまうので、そのたびに補正すればいいんですが、そのたびに議会を招集して補正すればいいんですが、そういうのは営業組織として好ましくないだろうということで、当時から、そして、全国のいろんなところで、道の駅とか、公設の販売組織は指定管理者制度が導入されているものだと思います。

また、いわゆる町が経営する第3セクターの社長を市町村長が務めているのがおかしいのではないかということですが、例えば、小美玉市のそ・ら・らさんとか、島田市長が社長を務めてらっしゃると思いますし、通常、つくられた会社の100%ないし100%近くを町が出資してできた会社である場合は、最終的な責任はやはり民間の誰かではなくて、ほとんど町100%ないし、ほとんど100%ないし100%出資団体であれば、その会社の最後の責任はやはり町の代表、あるいは市町村の代表者が取るべきということで、大体、市町村長が代表者を務めているものと思います。

ただし、実際には非常勤ですので、責任は最後取りますが、日々の経営は、実際には常勤の店長が経営をしているわけです。

どういったものを幾らで仕入れるかとか、値引きをして販売すべきかすべきじゃないかとか、従業員のシフトはどうするかとか、それから、広告はどういうふうに打つかとか、日々の経営判断は実質は民間人である店長は、それぞれ道の駅かつらであれば、谷津店長、あるいは山桜であれば二日市店長、実質的な経営的な判断をしていて、市町村長としては、年数回ある取締役会で業績の確認をして、決算を承認したりするのが主な仕事となっているわけですから、そういうことで、公営ではありますが、実質的に私が事細かに経営しているわけではないということと、代表者を務めているというのは、その時々市町村長が最終的な経営責任を取るという意味でやっているということですので、これまでと経営が変わるわけでもございませんので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第47号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第47号 城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項及び城里町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めます。

公の施設の名称ですが、城里町物産センター山桜、城里町大字小勝80番地、株式会社物産センター山桜、代表取締役上遠野修、指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間といたします。

城里町公の施設における指定管理者の指定につきましては、指定管理者候補者選定委員会の委員さんによる慎重な審査の結果、適正な能力を有する団体として選定されていますことを報告いたします。

以上、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより、議案第47号に対するご質問をお受けいたします。

11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今、町長がいろいろ話したけど、当の本人がそうやって言い訳をするのはちょっとおかしい話であって、いずれにしても、この指定管理者、町長、両方なの。ちょっとお聞きしたいんですけども、かつら道の駅、またはこの山桜について、町長、指定管理者の報酬が出てるのか、出てないのか。

その辺をお聞きします。

本人じゃないでしょうよ。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの関議員のご質問ですが、かつらふるさと振興センター及び物産センター山桜の役員の報酬につきましては報酬が出ているということでございます。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） その金額を教えてください。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

年額で10万円だったと記憶しております。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） これ、前の道の駅作った時から、私、かつらの時ですけども、かつての村長さんは無報酬でやったんだよね。

これ、どうして、上遠野町長からそういう10万円出すようになったんですか。いつからなったの。

本人じゃないって、担当課長でしょうよ。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまのご質問ですが、現在、ちょっと私把握しておりませんので、確認をさせていただければと思います。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 取締役会のメンバー、何人かに聞いたんですけど、上遠野町

長になってからそれを払うようになったと、年額10万円の仕事してます、あなた。入札の時だけ一生懸命やって。

事業経営というのは、私ははっきり言って給料もらっていいと思う。ただ、それなりの力があれば、能力があれば、でも経営能力に関しては全く資質がない人に対して10万円払う、とんでもない話。

これは削除してください。

以上。

○議長（三村孝信君） 答弁はいいですか。

○11番（関 誠一郎君） いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにご意見、ご質問ございませんか。

財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 先ほどの質問の中でやりとりってあったんですが。

○議長（三村孝信君） 先ほどって。

○財務課長（雨宮忠芳君） 先ほど46号のところで、委員会について。選定委員会についてのやり取りがあった中で、資料の作成、こちらからという話だったんですが、資料の中で特定選定でお願いしたいという旨はこちらで用意しました。

なので一応それでよろしいですかという委員会でかけていただいたという実際のことであります。

○議長（三村孝信君） これは猿田議員の質問。

○財務課長（雨宮忠芳君） そうですね。猿田議員の質問に対しての話であります。

訂正してお詫び申し上げます。すみませんでした。

資料としては作ってあったということで。

○議長（三村孝信君） 7番猿田正純君。

○7番（猿田正純君） すみません。

こちらのほうからいいですかって言われた時に、その選考委員会の人たちはほとんどがその中身を分からないんですよ。

そこで、委員会としてあなた方は採決をしてくださいっていう、もう頭ごなしの話じゃないですか。

だから、その辺のところっていうのは、きちっと、最初からこういうふうにも今までもこういう流れでやってきてたんで、こういうふうにも今回もさせてほしいっていう話が出るんだったら話は分かるんですけど、ええ、これ、どうすればいいんですかって私らが聞いた時にこうしないのって言ったら、もうこれはもう決まっていますからっていう話で言われているからこうなっちゃう話になって、もうちょっと丁寧にその辺はやってください。

お願いします。

○議長（三村孝信君） 次に、議案第48号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 議案第48号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億448万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ138億2,561万7,000円とするものです。

第2条、地方債の補正であります。

ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入、11款地方特例交付金、1項地方特例交付金であります。既定額から155万1,000円を減額するもので、個人住民税減収補填特例交付金の確定によるものです。

12款地方交付税、1項地方交付税であります。既定額に1億7,178万7,000円を追加するもので、普通交付税の確定によるものです。

16款国庫支出金、1項国庫負担金であります。既定額に396万円を追加するもので、障害者医療費負担金の支給決定者の増によるものです。2項国庫補助金であります。既定額から1,344万7,000円を減額するもので、主なものは公営住宅等ストック総合改善事業補助金及び社会資本整備総合交付金の減によるものです。

17款県支出金、1項県負担金であります。既定額に198万円を追加するもので、障害者医療費負担金の支給決定者の増によるものです。2項県補助金であります。既定額に295万6,000円を追加するもので、主なものは儲かる産地支援事業補助金等の増によるものです。3項委託金であります。既定額から78万2,000円を減額するもので、市町村事務処理特例交付金の減によるものです。

18款財産収入、1項財産運用収入であります。既定額に18万円を追加するもので、旧古内小学校の貸付収入増によるものです。2項財産売払収入であります。既定額に259万4,000円を追加するもので、不動産売払収入の増によるものです。

19款寄附金、1項寄附金であります。既定額に20万円を追加するもので、企業版ふるさと応援寄附金の増によるものです。

20款繰入金、1項特別会計繰入金であります。既定額に444万4,000円を追加するもので、後期高齢者医療特別会計の前年度繰越金を繰り入れするものです。2項基金繰入金であります。既定額から2億3,415万円を減額するもので、森林環境譲与税基金繰入金の増、財政調整基金繰入金の減によるものです。

21款繰越金、1項繰越金であります。既定額に4億3,114万3,000円を追加するもので、前年度繰越金の確定によるものです。

22款初収入、5項雑入であります。既定額に657万円を追加するもので、クリーンエ

エネルギー自動車導入促進補助金及び負担金・補助金返還金の確定によるものです。

3ページをご覧ください。

23款町債、1項町債であります。既定額に2,860万円を追加するもので、主なものは合併特例事業債、公共施設等適正管理推進事業債、緊急防災・減災事業債の増によるものです。

続きまして、4ページをご覧ください。

歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費であります。既定額に2億9,004万円を追加するもので、主なものは人件費、財政調整基金積立金等の増によるものです。3項戸籍住民基本代帳費であります。既定額に365万2,000円を追加するもので、人件費の増によるものです。4項選挙費であります。既定額に12万5,000円を追加するもので、選挙運動用公費負担金の増によるものです。

3款民生費、1項社会福祉費であります。既定額に1,786万7,000円を追加するもので、主なものは介護保険特別会計繰出金、自立支援医療給付金等の増によるものです。2項児童福祉費であります。既定額に80万円を追加するもので、主なものは人件費の増によるものです。

4款衛生費、1項保健衛生費であります。既定額に1,728万2,000円を追加するもので、主なものは人件費及び再生可能エネルギービジョン策定業務委託の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費であります。既定額に1,411万1,000円を追加するもので、主なものは人件費及び農業振興費補助金の増によるものです。

2項林業費であります。既定額に443万3,000円を追加するもので、主なものは森林整備委託費の増によるものです。

6款商工費、1項商工費であります。既定額に328万9,000円を増額するもので、主なものはマスコットキャラクター制作委託及び設計委託料の増によるものです。

7款土木費、1項土木管理費であります。既定額に57万7,000円を増額するもので、主なものはイベント関連用品使用料の増によるものです。2項道路橋梁費であります。既定額に3,461万1,000円を追加するもので、主なものは維持補修工事費及び調査測量設計委託費の増によるものです。5項住宅費であります。既定額から1,387万7,000円を減額するもので、主なものは町営住宅改修工事等の減によるものです。

8款消防費、1項消防費であります。既定額に1,966万4,000円を追加するもので、主なものは防災行政無線更新工事費及びJ-A-L-E-R-Tアンテナ新設工事費の増によるものです。

9款教育費、1項教育総務費であります。既定額に20万5,000円を増額するもので、消耗品費及び学校選定療養費補助金の増によるものです。

5ページをご覧ください。

2項小学校費であります。財源更正になります。4項社会教育費であります。既定額に903万8,000円を追加するもので、主なものはコミセン研修室ほか改修工事費等の増によるものです。

5項保健体育費であります。既定額に266万7,000円を増額するもので、主なものは給食用備品購入費の増によるものです。

6ページをご覧ください。

第2表地方債補正であります。

変更につきましては、合併特例事業債は道路改良工事に870万円追加し、公営施設等適正管理推進事業債はコミセン長寿命化改修事業に950万円追加し、緊急防災・減災事業債は防災情報システム更新事業に970万円、被災者再建支援システム更新事業に70万円を追加して2,860万円の増額補正をするものです。

以上が議案第48号 令和7年度城里町一般会計補正予算（第3号）につきましての説明になりますが、詳細につきましては、7ページから23ページの事項別明細書、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（三村孝信君） これより議案第48号に対するご質問をお受けいたします。

11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 今、歳出のほうの教育費の中で、小学校費という項目があって、補正はゼロだと。

ちょっとお尋ねしますが、沢山小学校の体育館、隙間風が入るような体育館ですね。これ修繕したんですか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

沢山小学校の体育館の修繕工事は行っておりません。

以上です。

○議長（三村孝信君） 11番 関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） この件に関しては、学校の先生方、また、子供たちからも寒いんだよと、その隙間風ぐらいは何とか直してやってくださいよ。

それと、もう一点、やっぱり歳出なんですけども、庁舎管理費、総務の、2款の総務費の中で、庁舎管理費の中で、免震装置保守点検という形はありますけども、3階のこの喫煙所で、私いっぱい税金を払っているんですけども、皆さん職員、3階でぐるっと目を回してください。

RCの建物のひび割れは鉄筋コンクリートの長寿命化を物すごい縮めます。1か所は継ぎ目が大きく剥がれちゃっているし、RCの物件って、鉄筋に水が入ると、鉄筋が膨れてコンクリが割れるんですよ。

そういう部分もきちんと把握して、早急に長寿命化、これ簡単なことですよ。防水工事ですから。これを予算計上してほしいと思います。本当に、5年10年で鉄筋膨れますからね。その辺をよく検討してこれを建てた業者に、こういうわけなんだよということで話して、業者が持つのか、町の予算でやるのか、それはどうか分かりませんが、職員の皆さん対応してください。

よろしくをお願いします。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） お答えいたします。

ただいま、本庁舎の外壁にかかる部分がありましたが、町といたしましても先日見学いたしました地下の免震のほうの内部も含めて、来年度予算で検討したいということは考えておりますので、今後ご協力のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（三村孝信君） 11番関 誠一郎君。

○11番（関 誠一郎君） 3階の部分の亀裂なんて把握してます。してる。早急にやっってください。

お願いします。以上、いいです。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 質問の前に、教育委員会のほうにお願いがあつて、ちょっとお話ししたいと思ひます。

今、非常に猛暑であつて、子供たちが中学生、小学生が通学するに当たつて、とにかく熱風の中、アスファルトの中歩いてるんですね。

そんな時に、自転車にしてもそうなんですけれども、上着をズボンの中に入れて通学してるということなんです。

それで上着をズボンの中に入れて風通しをよくするような、そういう対応でしてあげられないかなということをお願いしたいんですけれども、可能でしょうか。

これちょっと歳入歳出とは全然関係ないことなんで、その前にお願いがあつて、ちょっとお話ししました。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員、これ予算全協ですので、それ、ご希望は教育委員会のほうへ行って伝えていただければなと思ひんですけど。

答えられるんですか、廣木局長、大丈夫。

担当が答えるというので。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご意見、ご質問についてお答えいたします。

学校と協議いたしましてできるかどうか検討させていただきたいと思ひます。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 申し訳ありません。よろしくお願いします。

ではちょっといいですか。

○議長（三村孝信君） はい、続けてください。

○8番（藤咲芙美子君） 質問です。

令和7年度の一般会計で、歳入で基金繰入金これ10億円の予算に対して2億3,400万の減額になっているんですけども、なぜこの10億円の予算が入れた、その根拠は何だったんでしょうか。ちょっとこのところを説明していただきたい。

それから、歳出で2億6,500万の財政調整基金に繰入れしてます。これは何なんだろうかなっていう、2億6,500万円、繰入れなんだろうって思って、ちょっと何でこういう金額が、大きな金額が動いてるのかなっていうところで、その理由をちょっと説明していただきたいんですけど。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） まず10億円の根拠という。

ご質問にお答えいたします。

10億円の根拠ということなのですが、10億円は当初予算及び6月補正予算における予算額でございますので、普通に財源として計上したものです。

あとは積立金の2億6,000万円の話なのですが、地方財政法の規定によりまして前年度の余剰金、繰越金の2分の1を下回らない金額を積み立てるものと規定されていますので、今回は2億6,000万の積立ということになっております。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

しかし、この予算は2億円しか使っていない金額に10億円の予算を入れるというのはいかななものなのかなと思います。

これ、予算の金額があまりに膨大過ぎてしまうというのがあるって、10億円も繰入金入れるのかなと、そこら辺のところをちょっと入れてしまうこと自体が、予算の増額になっているんじゃないかなと思います。

次回の予算に対して、もう少し、調整金額、調整してもらえないのかなと思ってます。

ということではいかがでしょうか。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ただいまのご質問ですが、2ページの歳入歳出補正予算の表の中の10億円に対しての2億3,400万円の話でしょうか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○財務課長（雨宮忠芳君） これは当初予算10億円で組んでありますが、その財源として

10億円組んでありますが、予算として起債だったり補助金だったり確定した段階で、このぐらい2億円あれが回ってきたということで、財源がほかに確保できたということで減額というのもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） じゃあ、ちょっと次のほうに質問、次いきます。

パブリックビューイング、町民の意識向上というようなこと、ありますけれども、これは町民全体の周知などの宣伝効果はどのようになっているのでしょうか、お聞きします。

それから、ちょっと続けていきますね。

それから、ホテルのキャラクター、着ぐるみどこで活躍するのでしょうか、こんなの必要ないんじゃないかなと思うんですけどもちょっとお伺いします。

それから、防災行政無線の移設事業、これごめんなさい。主要事務事業で質問してます。ナンバー、今度、6ね、防災行政無線、これは建屋、これは桂でしたよね、多分。桂の防災行政無線、移設ってあったんだと思うんですけども、建屋がまだ出来上がっていないのに、移設工事をして後で整備することにならないのかどうか、ちょっとお聞きします。

それから、儲かる産地支援事業、15番、ナンバー15番の儲かる産地支援事業、これ水戸農業共同組合といろいろ言ってますけれども、以前、干しいも用のカット機導入したことがあったんですね。

その後、これはどのように使われているのでしょうか。

その効果はどのようになっているのかちょっとお聞きいたします。

あと16番、農業者の育成事業目的ということなんですけれども、かつらの直売所の出荷の支援ということなんですけれども、これ、471万円、ですか、2,000円出てますけれども、何件の参加を盛り込んでいるのか、個人の農家なのか、申込みがあれば全て受け入れるのか、そこら辺のところ、ちょっと疑問がありましたので、お聞きいたします。

それから、18番、森林環境整備の業務で倒木の危険性がある、さくらの森内の山林整備ということで407万円計上されました。これは森林環境税の利用なんでしょうか。それから町内の倒木の危険性のあるところってまだまだたくさんあると思うんですけども、申請することで、これはできるのでしょうか。それとも森林環境譲与税とかそういうものを利用しながら、町内の整備に当たるのかお聞きいたします。

以上です。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、パブリックビューイングの件でございます。

水戸ホーリーホックが現在J2リーグで首位の位置にいるということで、J1昇格に向けて盛り上がりを見せているところでございます。

ホームタウン、またはクラブハウスのある城里町といたしましても、J1昇格に応援をするという意味で、パブリックビューイングをコミュニティセンターなどで3回ほど実施をしたいという計画でございます。周知の方法にいたしましては、町のホームページやSNS、または水戸ホーリーホックのSNSなどを活用いたしまして、周知をしていきたいと考えているところでございます。

続きまして、ほたるんのぬいぐるみにつきましてでございます。町の虫として、ホテルが認定されたことに伴い、ほたるんの着ぐるみ、縫いぐるみを作るということでございまして、現在のホロル同様、各種イベントやお祭り等に登場させて、町のPR等にもつなげていきたいと考えているところでございます。

まちづくり戦略課の分としては、以上でございます。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） ご質問にお答えいたします。

総務課所管部の事務事業、6番でございますが、防災行政無線であります。こちらについては書かれてあるとおり、道の駅かつらの移転事業及び那珂川大橋架け替え事業により移転するものでございますが、現在は既存の道の駅かつらの東側、川側のほうに設置されているものでございますが、移転に伴って新道の駅の南側のほうに移転するものです。

防災行政無線の本柱については根入れも深いことから、今の建屋等が始まる前に移転設置を行いまして、後の外構工事時の陥没等がないように移転をするものでございます。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 15番の儲かる産地支援事業でございます。

この内容といたしましては、水戸農業協同組合から申請がありまして、光選別機を導入したいということで、補助金が3分の1ついております。

藤咲議員のご質問ですが、ちょっと調べたところ、カット機というところは確認できませんでしたが、令和6年度に新規就農者支援事業で機械補助というところで100万円、さつまいも用のポイラー等の補助は行っております。

続きまして16番、農産物直売に関する農業者支援、農業者育成事業でございます。

令和7年度の売上げに応じまして、道の駅かつら、現在151名、そうしたら、すみません資料の提出大丈夫でしょうか。

○議長（三村孝信君） 許可します。

○農業政策課長（興野隆喜君） 今データが出ると思うのでよろしく申し上げます。

ご覧になりましたでしょうか。

道の駅かつら、現在、出荷者が151名、山桜に対しては145名、ホロルの湯には出荷者が31名で、合計327名の出荷者がございます。

クエスチオンの2でございますが、個人の農家かということで、個人も法人も含んでおります。

また、質問で申込みがあれば全て受け入れるのかというところで、現在のところ、要綱等は9月の例規審査会で提出しております、城里町在住の者で予算の範囲内で受け入れたいと思っております。

また、18の森林整備業務でございますが、今回、町の町有地付近で太陽光の施設を倒木により破損させてしまいました。

そのため、至急森林整備を行うための予算でございます。

議員の質問のとおり、森林環境譲与税を充当してあります。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員、ホタルのキャラクターの件はいいんですか。

○8番（藤咲芙美子君） ホタルのキャラクター、ほたるんのぬいぐるみ。

○議長（三村孝信君） その件はいいの、答弁漏れてるよ。

○8番（藤咲芙美子君） あ、そうだ。漏れてる。

○議長（三村孝信君） したって。

○8番（藤咲芙美子君） ほたるんの着ぐるみをするって言ったんですけども、そのことについて、再度質問しますから。

○議長（三村孝信君） 改めて、8番藤咲芙美子君、どうぞ。

○8番（藤咲芙美子君） ちょっと、2番のホーリーホックの、ちょっと宣伝効果が、ちょっと見当たらない。

これが、よく分からないんです。

私、以前からずっと、何年か前から、宣伝効果はどうなのかなとかということで、一番当初の予定は、ユニフォームに城里町の名前を入れるというようなことだったんですけども、ここのところずっと名前が入っているのかどうかをちょっと確認をしてたんですけども、城里町の名前の入ったユニフォームはどこにも見当たらないんですね。

そういう宣伝効果はどうなのかなっていうのをちょっと感じています。

どういうところに城里町を入れてくれるのかなっていうのを。なかなか、毎回、いろいろ、やってはくれてるんでしょうけれども、一つ一つやっていただければいいかなと思っております。

それから、ホタルのキャラクター、これ着ぐるみって作るんですけども、どこでも作ってますけれども、本当に着ぐるみを作って効果があるのかなっていうのを感じるんですけども、どういうところでそれが利用されるのか、いや、いろいろあると思うんですけども、ちょっと必要ないんじゃないかなと私は思ってますけれども、どうしても作りたいっていうんだったらいいのかもしれないですけども。

あと、6番、防災無線の外構工事に移転するっていうことを聞きました。今、まだまだ、

建屋も道の駅、つくってないような状況の中で、始まる前に外構工事として作るっていうことなんですけども、これってというのは外構工事には含まれるんですかね。

何か、ここでも予算を取りました。外構工事にも予算を取りましたということで、使われるんじゃないかなっていうのをちょっと感じてまして、本当に、外構工事は移転した金額は、削除するのかなどなのか、そこら辺のところをちょっと、きちんと表明してもらいたいなと思っています。

それで、建屋ができていないのに外構工事にするというようなことは、かつらの道の駅のほうに移転してもいいのかなと思うんですけども、そこら辺はどうなのでしょう。

それから、15番、何かこれ、干し芋用のカット機ってというのは、県でも干し芋に力を入れるっていうことで、町でも干し芋のカットに力を入れるんだっていうことで、今聞きましたら100万円の予算が入ってたっていうことです。それをどのようにして使われて、どのように利用されたのか、ちょっと、よくもう一度調べていただきたいと、使われていないものを、機械だけ、わーわー、なんていうのかな、干し芋用に使うからと言って100万円の予算出しましたと言って、使いませんでしたということでは、予算の意味がありませんので。

それから、そうですね、18番、森林環境譲与税でこれ利用するということなんですけれども、この太陽光の破損させた分というのは、幾ら407万円で済むんですか。なんかちょっと危機感を感じました。

以上です。

もう一度そのことについてお答えできるのであればお願いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 藤咲議員に申し上げます。

16かな、農産物、もうかる支援事業かな、干し芋のカットってというのは、今回の予算に計上されてるんですか。

○8番（藤咲芙美子君） いや。

今回はしてないんですけども、以前。

○議長（三村孝信君） 質疑に関しては今回出てる予算に関して質疑をしていただきたいんですよ。

○8番（藤咲芙美子君） あれ、これ今年度じゃなかったかしら、干し芋やるって言ったの。違うか。

○議長（三村孝信君） 干し芋に関しては、農政課のほうへ、後で個人的に行って質問していただければと思います。

○8番（藤咲芙美子君） 議長、これ今ね、令和6年度に機械予算100万円の予算を入れておりますって言ったら、これ7年度だから受けてもらえないっていうことですか。

○議長（三村孝信君） 答えてくれるそうですので。

農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 決算委員会の時に詳細に説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） よろしいですか。

○8番（藤咲芙美子君） はい。

○議長（三村孝信君） ありがとうございます。

それではどこですか。

○8番（藤咲芙美子君） 私の2回目の質問で、外構を移転するということについて、ちょっと納得いかない。この6番。

○議長（三村孝信君） 何番ですか。

総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） お答えいたします。

防災行政無線の移転についてですが、先ほどご説明したとおり、現在の場所については移転事業の中で、茨城県等の補償も入って今実施しているものでございます。

また、外構工事のお話出ましたが、私が説明したのは、外構工事等が始まる前に防災行政無線そのものを移転しておいて、後日の沈下等のものがないようにということで、事前にこちらの総務防災のほうで予算措置しているものでございますので、道の駅の建てる部分について予算化されているものとは別でございます。

そこについて、そのとおりでございます。

以上です。

○8番（藤咲芙美子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） いいですか。

ほかにございませんか。

6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） それでは藤咲委員さんが質問した件と、幾つか被る点はございますけども、まず、3番のほたるんの着ぐるみなんですけども、これ、例えばどんなイベントに、例えばね、どういうイベントに使用される、使用したいなというふうに思っているんでしょうか。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの加藤木議員のご質問にお答えいたします。

ほたるんの着ぐるみをどういった場所で活用したいかということでございますが、主に桂地区の道の駅かつらなどで行うイベントなどにPRとして活用したいという考えを持ってございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） あのね、これは別に反対とか、そういうことじゃないんですけども、200万円からの金額載ってますけど、例えば、今すごく時期的に暑いじゃないですか。もう年々温暖化で、昨日も暑かった。そういう時に、もちろん暑い時期に道の駅なんかだったらば、結構イベントが多いと思うんですよ。

これ、暑さ対策って、中、こう、何かこう冷やすようなね、そういう対策もされたような縫いぐるみなのかどうか、そういうことも考えていらっしゃるのか。

じゃないと、中で入ってる人ね、縫いぐるみだから、大体が暑いようにできてると思うんだよね。

ですから、そういったところも考えられて、太ってる人がこの中に入ってたら、私なんかだったらとでもじゃないけど耐えられないなというふうに思うんだけど、これ、着る人の身になってでもちょっと考えていただいて、それであの暑さ対策等も考えた中での施策をしていただきたいな、というふうに思うんですけども、どうでしょうか、課長。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいま加藤木議員のご質問の件でございますが、当課といたしましても、その辺を考慮いたしております、現在のところ、やはり、縫いぐるみの中にあるファン付きのものを導入するとか、あとは、また活動時間とかもできるだけ短縮して活動するとか、そういったものを考慮しながら活用していきたいというふうに考えてございます。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 分かりました。

それでは、4番の島家住宅のトイレ改修事業ですけども、これ、現在のトイレはどういう形のトイレでしょうか、お伺いします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 引き続きご質問にお答えいたします。

現在の島家住宅のトイレにつきましてはくみ取り式のトイレということになってございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 現在では衛生的にはあまりよくないなというふうに思うんですけども、これを今風の座ってやる方式にしたいということですよ。

島家もあれなんですけども、私、いつもいつも思ってるんですけども、コミセンが、コミセンのトイレが、たしか座ってやる水洗だと思うんですよ。それが半分ぐらいは残ってるなというふうに思ってるんですけども、これも合わせて、トイレ等は、多分あれ利用している人、今はないんじゃないかなというふうに思いますよ。

ですから、教育委員会関係でしょうけども、この辺のところもよく整備していただき

いなというふうに思っております。

これにつきましては教育委員会よろしいですか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのコミセン関係のご質問について回答させていただきます。

コミセンのほうで、和式が半分以上あるということなんですけれども、次年度予算要望させていただいて、徐々に改修していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） いろんなイベント等も、コミセンございますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、6番の防災行政無線、これも藤咲議員さんとちょっと被るんですけども、これは当然、移転すると、道の駅が移転すれば、それに伴って移転するんですけども、この雑入で移転補償費で499万2,000円ということなんですけど、これは明確に1,000円台まで出てるんですけど、この金額は間違いはないんですか。これは県のほうからですね。

○議長（三村孝信君） 総務課長大津好男君。

○総務課長（大津好男君） お答えいたします。現在のところ、やり取りした中で確定している額ということで入れております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

そうしますと、私、ちょっと別の話になりますけれども、道の駅の移転補償費はいくらなんですかということで前にお聞きしたときにもまだ決まってないということだったんですけども、じゃあ、もう既に道の駅自体の移転費用も決まっているということで、よろしいでしょうか。

町長、よろしく申し上げます。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 道の駅本体の移転補償費の算出はまだいただけていないので、私も大変関心があるので、茨城県に対して速やかに道の駅かつら本体の移転補償費について算定を行うよう申し入れをしたいと思っております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） よろしく申し上げます。

私も常々思っていることは、例えば、国道がここ通りますよというときに、あなたの家動いてくださいって言うときに、必ずいつまでに移転すればいいのか。それから、補償はどのぐらいあるんですかという、この2点は最低でも聞きますよね。

これに答えられない県というのはどうなのかなと、概算でもいいからある程度出てるんじゃないかなというふうには思ってるんですけどもその辺のところは全く出てないんですか。概算は。

町長、お願いします。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まだ伺っておりませんので、私からも、移転補償費の正式な概算も含めて、数字を求めていきたいと思います。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） まだ伺ってないということなんだけど、やけにのんびりしてるなというふうに思うんですけども、早急に伺っていただきたいと思います。

次に、10番のこれは財務課ですね。10番の古内小学校の校庭の整備事業、これはもう企業誘致のお話も前、あったと思うんですけども、古内小学校、これどういうふうになっているのかというのが1点と、それから、現在のままである程度、草刈り等をやれば校庭ですから、校庭にはほとんど何も置いてないですよ。まあ遊具が若干あるぐらいかなというふうに思うんですけども、四、五十台はそのまま置けるんじゃないかなというふうに思うんですけども、これはコンクリートか何かにするんですか、何、砂利でも敷くのかな、どういったふうにするのか、ちょっとお伺いします。

○議長（三村孝信君） 財務課長雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） ご質問にお答えいたします。

旧古内小学校の校庭なんですけど、企業誘致ということで動いてはいたんですが、今のところ進みは、進捗はありません。

実際にはイベント等で地元の方々が使いたいということで、校庭に駐車場として貸したいというのが、主な貸している状況でございます。

その中で、遊具が古くなってあると、駐車場で来た子供たちがいろんなことをして危険ですので、遊具等は撤去して駐車スペースを少しでも広げられたらいいのかなと考えております。

遊具等の解体工事費が計上されまして、戻すことに対しては、その整地程度、砂利を敷いたり、何かというのはありません、今のこの予算には入っておりません。

撤去して、荒らしたところをならず程度の事業でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

そうしますと、これを地域でのいろんなイベント等に活用したいということなんだけど、そうなりますと、定期的にこの草刈りとか、いろんな整備というのは当然されるんでしょうから、そういった方向性で使うならば、ちゃんとした管理のほうもしていただきたいなというふうに思います。

次に、これも藤咲議員さんと被りますけども、15番の儲かる産地支援事業、これは、県のほうの補助と3分の1ずつだと思えますよ。ですから、何ら問題ないと思えますけども、今日、議会のほうに来ましたら、要望書等が提出されていたので、こういった経緯があるのかなというふうに思っているんですけども、この要望書の件については、私、一般質問入ってますので、その中で、しみじみとお伺いをしたいなというふうに思っております。

次に、16番の農産物直売に関する農業者育成事業ということで、これも藤咲議員さんと被りますけれども、これは要綱はまだできていないということで、課長よろしいですか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

9月の例規審査会にかける予定となっております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） まだできていないということなんですけども、9月の例規審査終了後の12月のあれでもよかったのかなというふうには思えますけども、この中身について、若干お伺いしたいんですけども、今回の補助金の制度は農業者の育成ということで、それが目的にされているんですけども、販売額に応じた5%の補助金の支給というふうになってますよね。5%。だから、100万円売ってると5万円なんだけども、上限が3万円だということなんだよね。

具体的に、こういった農業者の育成に結びつけていくのか、この補助金が、その補助金と育成の因果関係というか、これをちょっと聞かせてほしいなど。

育成というのは、通常は、技術の習得や経営力の向上なども言っているんだと思うんだけど、本制度の中では出荷額に対してお金を配る仕組み、出荷して売れた金額によってそのお金を決めるよと、補助金額を決めるよとなっております。

これは育成というよりも一時的な報酬金みたいなものにしか見えないんですけども、この2点についてちょっとお伺いをしたいんですけども、課長分かりますか。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご説明したいと思います。

では、今のタブレットのほうに説明資料が載っているかなと思いますのでご覧をお願いします。

10万円以下、また、15万円以下の方が、合計で100名となっております。

また、60万円以上が58名というところで、販売額が少なくても、少しでもお役に立てれば、というところで、最低額の下限5,000円を補助しながら、いっぱい販売した方に対しては、多少3万円でございますが、補助していければなど、現在販売していただいている方のこれからも続けていただくための補助金と考えております。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） ですから、農業者の育成というのは、もちろん、技術の習得もあれなんですけども、経営力の向上とか、そういったものであって、出荷額に対してお金を配る仕組みというのが育成というよりも、これはただ単なる報償金みたいな形なんじゃないかなということで、この育成事業に当たるとは私は思わないんですよ、この文言で。

それをどういうふうに思ってますかということなんですけど。

育成事業ってお金を配ることじゃないじゃないですか。

町長どう思われているのかな。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） それではお答えさせていただきます。

今、道の駅かつら、特に小規模生産者の高齢化が続いておりまして、道の駅を特に支えているのは、ほとんどが、60万円以下というか、小さな売上高の、プロフェッショナルではない、いわゆる認定農業者とかではなくて、小さな規模の引退農業といいますか、第一線を引退した後、小っちゃく、自分の土地で農業をやっているような方々が、多彩な野菜を持ち込んで、道の駅を支えているわけであります。

そういった方々を特に応援したいという趣旨なんですけど、そういった方々が、やる気を出して、もっとたくさん、道の駅かつらとか、道の駅かつらだけ優遇するわけにはいかなないので、山桜やホロルの湯も含めて、一生懸命出荷したことに対して町として応援するという制度となっております。

それぞれの指定管理者としては、15%の手数料を安くしてしまうと経営的に持たないので、これは、道の駅とか山桜とか、会社側がやるのではなくて、役場の側で、報償金を出して農家のやる気を引き出すということでございます。

特に、10万円以下については金額に関わらず5,000円というふうにしておりますが、10万円以下のような小っちゃい方ですと、年間5,000円の年会費を払ってしまうと赤字になってしまうので、10万円以下の人は会員にならないで、近くで親戚に配ったりして終わってしまっているような方がたくさんいらっしゃると思うんですね。

今、10万円以下で100名の方がいらっしゃいますが、ここの100名のところの人に、特に増やしたいと、まずは10万円以下の会員をこの制度によって増やしたいと、そして、10万円以下でとりあえず始めてもらって、売る喜び、作る喜びを覚えてきたら、10万円から15万円、20万円、60万円と出荷を増やして直売所を盛り上げていただきたいというふうに思っております。

どうしても、大規模農家は、この制度で、大規模農家が積極的に直売所に入ってくるかということ、必ずしも大規模農家にはそれほどの影響力がないかもしれませんが、とにかく小規模の退職者農業というんですか、そういった人たちに対する応援というような趣旨でございまして、道の駅の生産者部会の役員の方々からも、こういうことをやってくれたら大変盛り上がるからいいというふうに賛同を得ていただいているところでございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 今回も、また、お金を出せば農業が育つというような非常に短絡的な考えに見えるんですけども、道の駅をリニューアルを契機にするならば、もう、開店するのはいつだと分かっているんだから、なぜこれまでの段階で農業者支援や育成、こういった施策を積み上げてこなかったのか、構築してこなかったのか。事業全体の整合性というものは非常に疑われる。

町長からも、今、手数料の話もあったけども、道の駅で現在15%ですかね、手数料が。

その15%、それで、5%の還元をするということならば、15%を10%に引き下げて、そうすることで、事務の経手や補助金交付の手間を省いて、行政コストというものを抑えることができるんじゃないですか。

ただ単に、10%もらって5%もらったやつをまた返してばらまいて返すというようなやり方が、これ、どこかでも国のほうでもそういうことやってますよね、税金取って、またばらまくと、全く一緒じゃないですか。

こういった手数料は変えないということになれば、取ったものをまた配るという非常に効率的ではない、非効率的な制度に見えるんですけども、その行政としての合理性というかな非常に合理的ではない、これがこの補助制度が3年なり、5年なり続いた場合にそれがどういう結果が出るかというのはその出口的な部分、その戦略はどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ちょっと出口戦略というのは、よく分からないんですがこの制度自体は安定的に運用していきたいというふうに思っております。3年、5年で終わるものではなくて、これからある程度長い期間、安定的に運用すべき制度だというふうに思っております。

財源について、ご心配かもしれませんが、町としては、今、町独自に、飼料米に対する補助ということで、飼料米を作っている農家に対して10アール、1万円の補助をやっているんですが、それがいろんな形で5,000万円ぐらいはありました。それが今、米価の回復に伴って、急速に飼料米の補助が不要となってきております。

また、今の時代の趨勢としても米不足ですから、飼料米の生産奨励に5,000万円も使っているのであれば、ほかのことにお金を使うべきというふうに思っております。

農業政策課の予算を他の課のことに使ってしまったでもいいのかもしれませんが、せっかく農業政策課の予算ですから、農業振興に使ってきたいと思っております。まずは、これは直売所の小規模農家に対する支援ということで、第1弾として施策を展開するわけですが、城里町としては、認定農業者など大きな農家に対する補助は国の補助事業があるんですが、小さい、本当に売上げ100万円とか、以下とか、そういった人たちに対する支援策というのは全然ないのが国の制度ですので、町独自としてはこういった100万円以下

の小規模農家に対する支援を、やる気を引き出すような支援をしていきたいと、そのために、直売所を盛り上げていきたいというふうに考えております。

小さい農家の方々に新しくできた直売所で、どんどん農産物を売ってもらって、観光地としても盛り上がるし、農家の人たちもやる気が出る。そういった城里町にしていきたいと考えているところです。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） 町の財政状況も大変厳しさを増す中で、持続可能な、効果的な支援を行うためには補助金に依存した一過性の事業ではなくて、農業者の自立と成長を後押しするような、もっと違う形での支援をしていただきたいなど、本質的な部分でね。

それと、町長、先ほど言われましたけれども、一度退職された方が、アマチュア的な方が出していて、プロではない方がというけど、お金もらってるならプロでしょうが。

○町長（上遠野 修君） 認定農業者じゃない、という意味ですね。すみません。

○6番（加藤木 直君） だって、認定農業者がプロで、ほかに一生懸命作っている人がお金もらっているのにプロじゃないなんて、そういうことを言わないでほしいなというふうに思っております。

それでは、次に、18番の森林整備業務、これは倒木があって、太陽光を壊したと、破損させたということがありましたということなんですけれどもこの倒木があったその木は個人の山ですか、町有地ですか、お伺いします。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） ご質問にお答えしたいと思います。

現場は、七会地区の城里ゴルフの付近でございます。行く手前の町有林がございましてさくらの森と言われている場所に隣接している太陽光でございます。

ゴルフ場に向かって右手のほうにある、元野球場だったところですかね、の場所でございます。

そこは、町有林でございます。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これ、例えば、持ち主が町、当然そうですね、町有林だから、町、もしくは、個人であっても、これ倒木によるものって、その補償はしなくちゃならないのかな。補償費も入ってるんですか、この400万の中に。

○議長（三村孝信君） 農業政策課長興野隆喜君。

○農業政策課長（興野隆喜君） 現状をご説明し直しますと、まず、相手側から1回目の倒木で町のほうに連絡がありました。

保険会社とやり取りをしている中で、2回目の倒木が発生してしまいました。

そのため、今回、急いで、また、3回目にならないように今回補正を上げたところでございます。

また、町有地ですので、森林環境税を使って整備いたしますが、個人の場合は、やっぱり個人の責任もありますので、修繕に関しては個人というところが普通の考え方かなと思います。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） これ、補償義務あるんでしょうかね。ちょっと、私、分からないんですども。

次に、これちょっと、教育委員会関係なんですけれども、今回、この中には載っていない部分なんですけれども、議長、1点よろしいでしょうか。

○議長（三村孝信君） はい、簡潔にお願いをいたします。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

まず1点、大変、あの子供さんたちが使っている食器が、非常に古いものだというのを先日の給食センターの運営委員会で、ちょっとセンターのほうに寄らせていただいた時に、非常に食器のほう古いんですよということだったんですよ。

できれば、きれいな食器さんで子供たちには食べさせたいなと思っておりますので、ぜひとも次年度は、この食器の更新のほうもお願いしたいなというふうに考えております。

もう1点あるんですけれども、センターの中に食器を洗浄する場所がございます。ここは大変、水蒸気が部屋の中に出るようになっておりまして、表に出るようになっていけばいいんですけれども、施設の中に水蒸気が出るということなんですよね。それで、普通、今、非常に温暖化の中でそこで作業する方の労働環境が悪いというようなこと、これが大変なんですよ、というのを、現場のほうからもお伺いをいたしました。

職場環境のことを考えると、やはりこういった非常に暑い中、湿気が多いところで作業するのはどうなのかなというふうに考えておりますので、この辺のところも、次年度できれば予算化していただきまして、食器洗浄場所の整備のほうもお願いしたいなというふうに思うんですけれども、事務局長どうでしょうか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、食器自体のことでございますけれども、こちらにつきましては、老朽化ということで、次年度、予算要望させていただきます。

また、食器等の洗浄に対しての室内の改善ということなんですけれども、こちらにつきましては、どのような整備の仕方がいいのか、今後検討しながら、給食センターと協議させていただきながら、また予算要望をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 6番加藤木 直君。

○6番（加藤木 直君） はい、分かりました。

洗浄場所の整備のほうも、できるだけ早めをお願いしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

3番綿引静男君。

○3番（綿引静男君） 時間はいいんですか、このまま続けちゃって。

○議長（三村孝信君） いや、もう休憩します。

休憩をしてくれというやつね。

○3番（綿引静男君） 質問もあるんですが。

○議長（三村孝信君） じゃ、午後からで。

○3番（綿引静男君） 午後の予約ということで。

○議長（三村孝信君） ここで、午後1時15分まで休憩といたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時20分再開

○議長（三村孝信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 11番関議員からの質問で、指定管理者2社の役員報酬の件でご質問がございました。

現時点で確認できたことにつきまして、ご報告させていただきます。

合併以降の決算書等を確認いたしまして、株式会社物産センター山桜につきましては、合併の平成17年度以降、役員報酬を支払われていたという記載がございました。

また、株式会社桂ふるさと振興センターにつきましては、18年度以降の決算書に役員報酬の記載がございましたので、ご報告させていただきます。

○11番（関 誠一郎君） ありがとうございます。

○議長（三村孝信君） それでは、質疑から再開したいと思います。

ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

3番綿引静男君。

○3番（綿引静男君） 2点伺います。

まず午前中に出てましたけれども、水戸ホーリーホックについて、ユニフォームスポンサーの話がありましたけれども、私の記憶する限りでは、私が当時のユニフォームスポンサーになったというのは、練習ユニフォーム、練習用ユニフォームのスポンサーになったという記憶がありますが、ですから、試合中には着ないユニフォームだよ。練習場だけで着るという。

今現在どうなっているか、私は確認していませんが、後でその辺、状況を確認していただければありがたいです。

それで、その肝心のパブリックビューイングなんですけど、ここ2試合ほど、ちょっと足踏みしてまして、心配されるところではあるんですけども、だからこそ、一生懸命応援して、ぜひ、J1に昇格してほしいということで、今年は11月9日が毎年やってるんですけども、城里町の日ということで、町を挙げて応援する日にもなっております。

それが大体、後半の非常に順位が決まるあたりは非常に、タイミング近いところなので、私の希望としては、そこで昇格決まってほしいんですが、そういうのも含めて、その前後3試合というようなことですので、なかなか先読むのは難しいんでしょうけども、その辺も勘案して、ぜひ、例えばビューイング見てる時にやったってできるようなタイミングとか、その辺もいろいろ工夫しながら進めていただければありがたいと思います。

次に、12番の再生可能エネルギービジョン策定ということなんですけれども、これは新規ということになっているんですけども、これは国のほうからの指示というか、で来たものなのでしょうか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） まず、ホーリーホックのユニフォームの件からお答えいたします。

ホーリーホックの練習着に、当初、ホロルの湯とか、ふれあいの里とか入ってたんですけども、それを最初、確かに入ってたんですけど、その後、議会で、いや、練習着なんかでは目立たないから、スタジアムに広告出した方がいいんじゃないかという指摘がいただきまして、今はスタジアムのほうに広告が出てます。ゴール裏辺りに時々テレビというか、インターネットでも目撃されますけれども、ゴールネットの後ろ辺り、芝生席辺りから見るとよく見えるような位置に、ホロルの湯とふれあいの里って大きな看板が出ていますし、あと、進入路、お客さんが会場に来たときに案内掲示板があって、案内掲示板があるんですね。その案内掲示板の下にもホロルの湯とふれあいの里っていうのが入ってまして、当時の協定で600万円相当の、すみません、数字間違っていないんですが、幾ら相当の広告を出してもらおうというようなことで、ホーリーホックと話をして、アツマーレに移転してきたわけですが、その協定が生きてますので、本来支払えば数百万円払わなければいけないだけの広告露出が現在も行われているということでございます。ぜひスタジアムなどでご確認いただければ、というふうに思います。

それから、パブリックビューイングについては、議会の承認いただいた後、パブリックビューイングの日程を決めるわけですが、10月から11月にかけて、本当に盛り上がりそうなタイミングでパブリックビューイングの試合を設定する予定となっております。チケットが、今、本当に、3,000円とか5,000円とか、非常に高額になっていますので、なかなか、スタジアムに行きたくても、気軽に行けるような値段じゃないということもありますし、そもそも、最終戦近くなるとチケットが全て売り切れてしまって、お金の問題じゃなくて、見に行けないという方も出てくるかと思っておりますので、ぜひ、無料でコミュニティセンター

城里などで行うパブリックビューイングに皆さん来ていただいて、喜びを分かち合うことができれば、この上ないことだなというふうに思っております。

再生可能エネルギービジョンについては、各市町村で策定が進んでおりまして、これはどこかの施設について再生可能エネルギーを入れるという、そういう計画の内容ではなくて、町全体としてどういうふうに再生可能エネルギーを導入していくかという全体計画をするような内容となっております。

その計画を立てることで、その後、いろんな補助金を使える場合も出てくると、ただ、実際にそれを使うかどうかというのはその後のことになりますが、CO₂を削減するためにどういうふうに再生可能エネルギーを生かしていくかという、全体的な計画を立てる内容となっております。

○議長（三村孝信君） 3番綿引静男君。

○3番（綿引静男君） ありがとうございます。

現在は、ユニフォームではなくて、ケーズデンキスタジアムに看板があるということで、それは私も確認しておりますし、試合前流れるビジョン、あそこにもホロルの湯とか、ブロンズスポンサーかなということで、実際に流れてますし、実際そのまま練習着に着けているよりは、確かに目にはつくかなと思いますので分かりました。

それと、次の再生可能エネルギーなんですけど、国の方針によって、いろんな様々な補助金が出るということなんだろうけども、この再生可能エネルギーは、今現在、国内よりもですね、むしろ海外でそれに取り組む姿勢というの、流れが非常に変わってきています。日本国内ではちょっとその流れの変わりがやや遅いんですが、ですから、これに取り組むにあたりましては、そういった世界の再生可能エネルギーに対する流れ、認識等も十分に考慮し、配慮しながら、我が町としてどういうビジョンを策定するかということをやっていくことが非常に重要だなと思っております。

具体的に言うなれば、今、その流れがつい最近も、三菱商事が洋上風力発電を中止したとか、そういう大きな流れが来ているわけです。

ですから、我が町においても、そういった流れ自体を常に頭に入れながら、業務を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

2番金長秀範君。

○2番（金長秀範君） まず3番、いろんな議員さんからお話、ご指摘あったと思うんですけど、これは2年前の11月に全会一致で皆さんありがたく認めていただきまして、ホテルが町の虫になったという流れで、私は請願議員ではありましたが、要望を受けてまして、できれば、子供たちが喜ぶように着ぐるみを作ってほしいと、その2年前の11月から、もう出てた話です。

それで、昨年、観光協会のほうがということでそれが通ったということで、20周年記念事業のときに、ほたるんという名前とキャラクター、愛称の名前とあれが発表されました。

ただ、できれば今年のホタル祭りに間に合うようにという要望は、実は水面下で何回もずっとやってたんですが、今回になってます。

ただ、挙げていただいたこと、本当にそれはありがたく思います。

それと、課長に、有効にやっぱこれは作ればいいのではなくて、有効に活用しなきゃいけないと思います。

そこで、課長は先ほど道の駅かつらでっていうお話がありましたが、それ以外に七会では、ホタルの夕べというホタルを子供たち集めているイベントをやっています。桂はこの制定された去年と今年、ホタル祭りというのを、桂川地区、桂川周辺でやっています。大盛況だったと聞いてます。

また、あと、ふれあいの里はホタルイベントもやっています。

今回、作る上でポイントなのは、これは増井課長になる前から言ってます。小林課長、その時のまち戦課長、去年の増井課長言ってますので、今回先ほど言ったようにもう1回、せっかくこれ出していただいたんで、皆さんの思いでこれをただ作るというよりも、ポイントは、今言った暑さ対策がありますから、当然今ファンが流れるようになっているのがほとんどありますので、暑さで着ている人が病気にならないような対策をしていただくのを作っていただければいいんじゃないかというのが1つと、もう一つはホタルですから、おしりが光らなきゃだめなんです。これはずっとみんな言ってます。

ですのてただ作るんじゃ駄目なんです。ですから、夜光って、子供たちが光ってて、騒ぎますよね、子供って単純ですから。

ですから、そういった今言ったホタルにちなんだイベント、そして、道の駅かつらだけじゃなくて、夜、例えば7月やりました城里七夕まつりも、あれ、夜にもなりますよね。夜光っていると、やっぱり子供は喜ぶと思いますから、そういった、できる限り、ただ作っちゃったんだよじゃなくて、お尻が光る形でできる限りやっていたらいいように重ねてすみませんが、再度ご要望をさせていただきたいと思います。

2つ目、10番の古内小のこれもご指摘あったんですけど、整備事業、これはやっぱりチャレンジ城里とか庭先カフェのイベント、あと、古内地区協議会の方が中心となって要望を出してきているものなんですけど、今回、もちろんこうやって整備するっていうことはいいと思うんですが、これ、実際調べますと2011年の時、今の町長が就任される前からですけど、約14年間、売ったり、売らなかったり、どういうふうにしようって紆余曲折あっても、要望があったんで、これ出して、でも約400万円近くで整備する、整備しないよりはしたほうがいいと思うんですけど、実際やっぱり、あんまり申し訳ないですけど、ビジョンが見えないというか、本当はもう14年間も今の状態になっちゃってるわけですから、もっとやっぱり合併して、有効に、どうやってこの古内小も使う、ただの一つの駐車場だ

けの問題ではなくてですね、ですから、もっときちっと計画性を持ってやらないと、今ごろ出てきた案に400万円で駐車場だけやりますでは、果たして必要だから、要望があったからやるっていうのは分かってるんですが、本当にどうなのかなというのは思いますので、今言ったように、ただでできるような事業は一切ないわけですから、やっぱり費用対効果も含めて、もうちょっと総合的に計画を持って、本当にその後無駄にならないのかということも含めて検討してやっていただくことが大事なんじゃないかなって思います。

最後に、27番、これも研修室ですけど、私も運動とか結構ここ使わせてもらってます。これは議員になって私今4年目ですが当初から、もう床が、何ていうんですか、ひっくり返り、壊れちゃったり、亀裂が入ったり、壁も腐食があったりというような状況でした。

この間、20周年事業のときに、高島礼子さん、午前中、あそこを横を通っていくのをずっと僕は見てたんですが、その20周年記念事業にさえ、改修が間に合っていないような状況ですので、やっと今回出てきてよかったなと思うんですけど、利用してる人はみんな言っていました。3年前から、私、議員になってから私に何回も言ってくれて言われてた件ですけど、今回出されたことは本当にいいことなんですけど、今言ったように、かなり、研修室で使ってる、何ていうんですか、ニーズが多い場所だったと思いますので、あれだけの人が利用してるものです。

危険性を伴ってたわけですから、やっぱり順位っていうのは何を先にやるかは、予算の関係とか、いろいろあるんでしょうけど、やっぱりこれだけ要望があったものは今じゃなくて、もっと早い段階で直してあげる、せめてさっき言った高島礼子さんをあそこに呼んで通らせるんだったら、きれいな床の前を通らせてあげるべきだったんじゃないかなと思うので、そういったものを含めまして、今後また一番優先順位をちゃんとつけて、しかるべき意見が多いものに関して、あと、安全面が確保できないものとかに関しては、なるべく早く予算を出していただけたらいいかなと思います。

本当に、でも、今回出されたことはよかったと思います。

以上です。すみません。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

まず、ほたるんの着ぐるみですけども200万円という金額は、ホロルの縫いぐるみよりちょっと高い金額が要求されているんですが、これはおしりが光るからですねこの金額となっております。

次に、古内小の事業でございますが、これは全て解体、いわゆる解体工事費です、内容は。遊具と言いましたが遊具以外にも、よく見ると、動物小屋とか、飼育小屋とか、砂場とか、いろいろありまして、これはいかなる再利用をこれから行うにしても、使えないものだと、遊具等も耐用年数過ぎてますし、動物の飼育小屋もちょっとぼろぼろですから、

今後、民間活用等が行われるにしても、いずれにせよ、解体撤去しなければいけないものを解体撤去するわけでございまして、決してこのお金は無駄になるものではございません。

この解体工事を施すことによって、駐車場として今よりもプラスアルファ二、三十台は多くとまれるようになるのではないかというふうに見ております。

古内茶庭先カフェの時に、駐車場入れなくて、いろんなどころに分散誘導が行われておりましたがこの解体工事が施されることで、よりスムーズに多くの台数が古内小学校に駐車することができて、古内庭先カフェの成功に資するものだというふうと考えております。

校舎や体育館の活用については、公募等して遊休資産として、購入される方いませんかということで、今日時点でもずっとホームページで募集が続いているところなんです、買い手がつかない状況でして、場合によっては、もう耐用年数も過ぎてますから、どっかのタイミングで解体工事を校舎のほうも、解体工事を決断しなきゃいけない時が来るかもしれないかもしれません。

解体工事も、毎年工事費がどんどん上がってますんでやらないで後送りにすると、余計費用が増えてしまう可能性もあるので、もうちょっと探して、校舎を買い取りたいとか利用したいというようなきちんとした会社や企業体などの事業体が現れなければ、今回は外回りの遊具とか動物飼育小屋などの解体ですが、校舎本体の解体もいずれは考えなければいけないのかなというふうに思っているところでございます。

最後に、コミセンの研修室の修繕については、大変お待たせいたしました。

町としても、私としても目が行き届かないところありますのでぜひ、早急に修繕が必要な箇所等ありましたら、一般質問等でご指摘いただくと大変助かるところでございます。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 2番金長秀範君。

○2番（金長秀範君） 説明ありがとうございます。

以上です、私は。

○議長（三村孝信君） ほかにご質問はございませんか。

1番高橋裕子君。

○1番（高橋裕子君） 1つだけちょっとお話というか、ご提案なんですけれども、2番のホーリーホックパブリックビューニングなんですけれども、小学校と中学校のサッカーをやっている生徒にユニフォームを着て参加していただくと華やかになると思うので、可決がもしできれば、そういったところをご招待していただければと思います。

どうでしょうか。

○議長（三村孝信君） 町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 担当職員に、ちょっとそういった企画できないか、指示をしておきたいと思います。

○1番（高橋裕子君） 以上です。

○議長（三村孝信君） ほかにご質問はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第49号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） それでは、議案第49号 令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）につきまして、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ184万5,000円を追加しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ20億7,218万4,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

はじめに歳入についてご説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金でございますが、既定額に33万円を追加するものでございます。こちらは子ども・子育て支援制度システム整備に係ります国庫補助金でございます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金でございますが、既定額に782万6,000円を追加するものです。こちらは事業の確定に伴いまして当初見込んでいた繰越金に不足が生じ、歳入減となるため基金を充当させていただくものでございます。

7 款1 項繰越金です。既定額から631万1,000円を減額するものでございます。こちらは前年度の繰越金となります。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費でございますが、こちらにつきましては財源内訳の補正となります。

6 款1 項基金積立金であります。こちら既定額に184万5,000円を追加するものです。こちら同額基金に積み立てるものでございます。

以上、令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（事業勘定第1号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、3 ページから4 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

続きまして、5 ページをご覧ください。

令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）につきましてご説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ667万9,000円を追加しまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,088万9,000円とするものでございます。

6 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

はじめに歳入についてご説明します。

1 款診療収入、1 項外来収入でございますが、既定額に616万4,000円を追加するものです。こちらは外来収入の見込み増により追加するものです。

4 款1 項繰入金であります。既定額に7万8,000円を追加するものです。こちら前年度の繰越金となります。

5 款諸収入、1 項雑入でございますが、既定額に43万7,000円を追加するものです。こちら前年度消費税の確定申告を行ったことで、納税した消費税の還付分がございます。これを追加するものです。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項施設管理費でございますが、既定額に135万9,000円を追加するものです。主なものにつきましては会計年度任用職員の人件費及び作業効率が向上し、安定した診療に努めるため電子カルテを増設するものでございます。

2 款1 項医業費でございますが、既定額に532万円を追加するものです。こちら歯科用治療台の改修費及び歯科技工委託を追加するものでございます。

以上、令和7年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（施設勘定第1号）につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、7 ページから12 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、補正予算給与費明細書及び補正予算の概要をご覧ください。

以上、ご審議くださいますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第49号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第50号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

国保年金課長富江一也君。

○国保年金課長（富江一也君） 続きまして、議案第50号 令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

第1条になります。予算の総額に歳入歳出それぞれ444万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億926万9,000円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入についてご説明いたします。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金でございますが、こちら既定額から16万5,000円を減額

するものです。こちらにつきましては財源内訳の更正となります。

4款1項繰越金であります。既定額に444万4,000円を追加するものです。こちら前年度の繰越金を追加するものです。

6款国庫支出金、1項国庫補助金であります。既定額に16万5,000円を追加するものです。こちらにつきましては、子ども・子育て支援制度システム整備に要します国庫補助金となります。

続きまして、歳出です。

1款総務費、2項徴収費であります。こちらにつきましては財源内訳の補正となります。

3款諸支出金、2項繰出金でございます。既定額に444万4,000円を追加するものです。前年度の事業確定に伴いまして歳入歳出差し引き額で発生した剰余金を一般会計に繰り出しするものでございます。

以上、令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

詳細につきましては、3ページから4ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧くださいと思います。

以上、ご審議くださいますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第50号に対するご質問をお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、議案第51号を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

令和7年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第1号）についてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額に6,823万円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ25億6,133万1,000円とするものです。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入についてご説明申し上げます。

7款繰入金、1項他会計繰入金でございます。既定額に890万円を追加するものです。職員給与費等繰入金の増を見込んでおります。同じく3項介護サービス事業勘定繰入金でございます。既定額に31万6,000円を追加するものです。介護サービス事業勘定の繰越金の確定による繰入金を計上しております。

8 款 1 項繰越金でございますが、既定額に5,901万4,000円を追加するもので、前年度の繰越金を計上するものです。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費でございますが、既定額に890万円を追加するものです。給与及び職員手当等の人件費を計上するものでございます。

3 款地域支援事業費、3 項包括的支援事業・任意事業費でございますが、こちらは財源内訳の補正を行っております。

5 款 1 項基金積立金ですが、既定額に1,177万4,000円を追加するもので、介護給付費準備基金の積立金を計上するものです。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金でございますが、既定額に4,755万6,000円を追加するものです。

令和 6 年度社会保険診療報酬支払基金交付金及び介護給付費国県補助金の実績に伴う返還金を計上するものです。

以上、令和 7 年度城里町介護保険特別会計補正予算（保険事業勘定第 1 号）についてご説明いたしました。

詳細につきましては、3 ページから10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、給与費明細書をご覧ください。

また、主な事業につきましては、介護サービス事業勘定補正予算の後のページにございますが、議案第51号説明資料の予算の概要をご覧ください。

続きまして、11ページをお願いいたします。

令和 7 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第 1 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ31万6,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ690万9,000円とするものです。

12ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正でございます。

初めに歳入です。

2 款 1 項繰越金でございますが、既定額に31万6,000円を追加するものです。前年度の繰越金を計上するものです。

続きまして歳出です。

2 款諸支出金、1 項繰出金でございますが、既定額に31万6,000円を追加するものです。前年度繰越金の確定により介護保険事業勘定へ繰り出すものでございます。

以上、令和 7 年度城里町介護保険特別会計補正予算（介護サービス事業勘定第 1 号）につきましてご説明いたしました。

詳細につきましては、13ページから14ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください

ただきたいと思います。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三村孝信君） これより、議案第51号に対するご質問をお受けいたします。

8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 年度の繰越しなんですけれども、基金に積み立てる1,112万3,000円、積立金の用途はどのようになってますでしょうか。

それから、後は、介護給付費の負担金返還ということなんですけれども、地域支援事業交付金過大分返還ということなんですけど、これ、内訳ちょっと教えていただけますか。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） ご質問にお答えいたします。

準備基金の積立金の用途でございますが、準備基金は、介護給付費の急増と不測の事態に備えて、介護保険事業の安定的な運営を行うために積み立てているものでございます。

用途といたしましては、介護給付の給付費の財源不足に備えるものでありまして、その際に財源として繰り入れて財源として充てるものでございます。

償還金ですが、地域支援事業交付金の内訳でございますか。

こちらの地域支援事業費の交付金の内容でございますが、内容としては、介護予防生活支援サービス費や一般介護予防事業、介護予防ケアマネジメント事業などの給付費、事業費に対して交付される交付金ですが、そちらが実績に伴いまして、ちょっと過大に交付されているということで、返還するものでございます。返還金の金額としましては254万1,102円となっております。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 介護給付金の財源として、財源に繰り入れるということなんですけれども、これはどのぐらいまで積み立てるのか、それから、これからどんどういう形で積み立てるのか、積み立ててこれをどのようにしていきたいと思っているのか。

今の介護支援員というか、介護のやってる支援員さんというか、介護についての方たちが非常に低賃金で困って大変で辞めていく人が多い。施設も潰れちゃうところも多いっというようなことを聞いてるんですけども、そういうところへの支援というのはできないのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

あと実績に伴い、過大交付だということなんですけど、過大交付にならないようにするため、どういうことをしたらいいのかということとは、考えていただけたことはあるんでしょうか。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） 基金積立金でございますが、どのぐらい積み立てるかというのは、特に上限とかは決まっておりませんが、大体予算給付、予算額の5%ぐらいが望

ましいというのを、国の資料で読んだことがございます。

こちらは、特別会計において発生した余剰金を積み立てるものがございますので、用途としましては、先ほど申し上げたとおり、介護給付費の財源不足に陥った際にそちらに充てるような形となっております。

それ以外のものに対しては、なかなか使うことは難しいかと思っております。

介護のお仕事をなさっている方へ対しての補助ということですが、そちらのほうはなかなか、町単独で行うのは難しいと思いますので、国とか県の要項とか、情報を得まして、施設のほうにも情報を提供していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

そういう意味では、市町村独自でできるような対策というようなことを少し勉強していただいて、何とかの介護に当たっている人たちに手厚くできるようなそういう方向を考えていただければいいのかなと思っています。一応要望も含めてです。

よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三村孝信君） 長寿応援課長稲川弘美君。

○長寿応援課長（稲川弘美君） すみません。答弁漏れがございました。

返還金について、過大交付にならないようにどのように対策をしているかということですが、交付金は当初予算の額において計算されて、内示とかいただけますので、どうしても実績よりは多くなってしまうことが多いのですが、こちらのほうも予算を立てるときに精査して慎重に計算して立てていって、あまり大きな過大交付にならないように気をつけていきたいと思います。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） よろしく願いします。

○議長（三村孝信君） ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 次に、次に議案第52号から議案第57号までの令和6年度城里町各会計の決算認定についてであります。予算決算常任委員会に付託し審議する予定ですので本日は省略いたします。

そのほか、陳情1件、発議1件、研修報告1件が本会議に上程される予定でございます。

次に、定例会に上程されます報告について説明を求めます。

質問は時間の関係上、最後にまとめて行いますので、簡潔にお願いいたします。

それでは報告に入ります。

報告第27号は省略し、報告第28号の説明を求めます。

議会事務局長興野友宣君。

○議会事務局長（興野友宣君） 報告第28号 城里町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてであります。標準町村議会傍聴規則の改正に伴い、また、現在の傍聴規則の運用に合わせ、城里町議会においても傍聴規則の一部を改正するものです。

改正する規則の詳細につきましては、報告第28号の説明資料、新旧対照表をご覧くださいと存じます。

以上、報告第28号 城里町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第29号の説明を求めます。

まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第29号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部改正をする告示についてであります。茨城県のと要綱の一部改正に伴い、町要綱の一部を改正するものです。

主な改正点は、補助要件に過去に移住支援金を受給した世帯の申請に関わる取扱い、申請人以外に世帯の者が申請した者を除外するものを追記し、テレワークに関する要件では移住先でテレワークによる勤務について週20時間以上テレワークを実現することが明記され、関係人口に関する要件では農林水産業等への就業に該当する者が対象とされることが追加されたものです。

その他、文言等の修正を行ってございます。

詳細につきましては、報告第29号説明資料新旧対照表をご覧くださいと存じます。

以上、報告第29号 わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げました。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第30号の説明を求めます。

教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） 報告第30号 城里町学校等救急搬送時選定療養費補助金交付要綱の制定についてご説明させていただきます。

茨城県は、令和6年12月2日から救急車による救急搬送であっても救急性がないと病院が判断した場合、病院は選定療養費を徴収してもよいことといたしました。

このことにより、学校等の施設の管理下において、学校等の施設に通う児童・生徒が症病を負い、学校等の施設が緊急性が高いと判断した救急車の要請であっても、搬送先の病院の判断により選定療養費を徴収されることがございます。

選定療養費を町が補助することにより、子育て世帯の経済的負担軽減が図れるとともに、学校等の施設が救急車の要請をためらわず行うことを目的として要綱を制定するものでございます。

以上、報告30号についてご説明させていただきました。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第31号の説明を求めます。

税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 報告第31号 令和7年度城里町低所得者支援及び定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱の制定についてであります。令和6年度に実施しました調整給付の算定に際し、令和6年6月3日を基準日として、令和5年度分の所得を基にした推計所得税額を用いて算定したことなどにより、令和6年分の所得が確定した後に本来給付すべき調整給付の額に不足が生じる方がいるため、要綱を制定して不足分の差額を給付するものです。

以上、報告第31号についてご説明いたしました。

ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第32号の説明を求めます。

健康福祉課長飯村正則君。

○健康福祉課長（飯村正則君） 報告第32号 城里町病後児保育事業実施要綱の制定についてであります。7月に移転しましたななかいこども園におきまして、病後児保育事業を実施するために必要な事項を定めたものでございます。

事業の内容でございますが、病気の回復期にあり、かつ集団保育を受けることが困難な時期においてななかいこども園の病後児保育室におきまして、一時的な保育を行うものでございます。

詳細につきましては、1ページから2ページをご覧くださいと思います。

以上でございます。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第33号から報告第34号の2件を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第33号 城里町元気アップ振興券（第8弾）事業実施要綱の制定についてであります。エネルギー、食品、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている町民の家計を支援し、地域経済の振興を図るため、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した地方振興券配布事業を実施するため必要な事項を定めたものです。

主な内容は、基準日において住民基本台帳に記録されている者に地域振興券4,000円分を配布するものです。

内訳につきましては、1冊500円8枚綴りとし、うち4枚は中小企業限定とするものでございます。

また、基準日につきましては、令和7年10月1日、振興券の使用期間につきましては、

令和7年12月1日から令和8年1月31日までの2か月間としております。

続きまして、報告第34号でございます。

報告第34号 城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金交付要綱の制定についてありますが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため実施する城里町元気アップ振興券（第8弾）事業を実施するに当たり、事業実施者に補助金を交付するため必要な事項を規定するものです。

主な内容は、事業実施者を城里町商工会とし、事業実施に必要な経費を補助金として交付するものです。

以上、報告第33号 城里町元気アップ振興券（第8弾）事業実施要綱の制定について及び報告第34号 城里町元気アップ振興券（第8弾）事業補助金交付要綱の制定についてご説明申し上げました。

○議長（三村孝信君） 続いて、報告第35号の説明を求めます。

財務課長 雨宮忠芳君。

○財務課長（雨宮忠芳君） 報告第35号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告するものです。

主な内容は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率について算出したものです。水道事業会計、下水道事業会計においては資金不足が生じていないため算出されておられません。

以上、報告35号について説明させていただきました。

よろしくお願いたします。

○議長（三村孝信君） 続いて報告第36号から報告第38号の3件を一括して説明を求めます。

まちづくり戦略課長 園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 報告第36号 令和6年度一般財団法人城里町開発公社決算報告書でございます。

こちらにつきましては、健康増進施設ホロルの湯、総合野外活動センターふれあいの里、うぐいすの里、七会町民センターの指定管理者であります町開発公社の決算についてお示しをするものでございます。

内容につきましては、決算報告書をご覧いただきたいと存じます。

続きまして、報告第37号 令和6年度株式会社桂ふるさと振興センター決算報告書でございます。同様に道の駅かつらの指定管理者を行っております株式会社桂ふるさと振興センターの決算報告でございます。

貸借対照表のほか、損益計算書等を添付しております。

ご確認のほどお願いをしないと存じます。

続きまして、報告第38号 令和6年度株式会社物産センター山桜決算報告書でございます。同様に物産センター山桜の指定管理を行っている株式会社物産センター山桜の令和6年度の決算報告書でございます。

貸借対照表のほか、損益計算書を添付してございます。

内容につきましては決算書のほうをご確認いただきたいと存じ上げます。

以上、3報告をまとめて説明させていただきました。

○議長（三村孝信君） これより報告に対するご質問をお受けいたします。

質問は初めに報告番号を述べてから、簡潔にお願いいたします。

長くなる場合は直接担当課へお願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告29号、移住支援金の交付要綱なんですけれども、これ、受給できる金額は幾らなんだろうかと、一律なんだろうかと、条件に応じてなんだろうかと、お聞きいたします。

一つ一ついいですか、3つしか質問ないので、一つ一つお願いいたします。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの藤咲議員の質問にお答えいたします。

本要綱に関する受給金額でございますが、世帯当たり100万円、また、単身の場合は60万円となります。

また、世帯につきまして18歳未満のお子様がいいらっしゃる場合には1人につき100万円が加算されるという給付金額となります。

以上でございます。

○8番（藤咲芙美子君） 一律か条件は。

教えてください。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 給付金につきましては、ただいま申し上げたとおり一律ではなく、単身の場合は60万円、世帯の場合、2人以上の世帯の場合は100万円、さらに、世帯の中に18歳未満のお子様がいる場合には100万円ずつ加算をされるということになってございます。よろしいでしょうか。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） これは国からですね。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） こちらの給付金につきましては、補助金が入ってございます。

国が2分の1、県が4分の1、町4分の1という負担割合となっております。

○8番（藤咲芙美子君） はい、分かりました。

次いきます。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） 報告30です。救急搬送選定療養補助金なんですけれども、これは初診料金のみなんですか。

それから、どこの病院に搬送されても、金額が一律なんですか。

それから選定療養費は義務化されたのかなということ、それから、町長が別に定める必要な事項とは何なんですか。

この4点についてお聞きいたします。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、初診料のみかということなんですけれども、再診も該当いたします。ただし、条件がございます、こちらの補助金に対してのものに対して、他の病院へ紹介されている場合は再診ということで、再診、他の病院へ紹介状を出している場合には通常ですと、選定療養費を病院で徴収しませんので、徴収された場合に対しての補助金になりますので、そういう場合には該当いたします。

2番目、どこの病院に搬送されても金額が一律かということなんですけれども、病院によって変わります。茨城県内、指定されてございます茨城県が指定している対象病院としております23の病院がございますけれども、城里町付近の病院については7,700円でございます。それ以外の病院については変わってくる場合がございます。

3番目、義務化されたのかということなんですけれども、法令で平成28年度から義務化されました。こちらは紹介状がなくて大病院を直接かかるときに特別料金としてかかるものでございます。

次に町長が別に定める必要な事項とはということなんですけれども、こちらにつきましては、補助金交付に当たりまして、今回、要項で定めてない事案が発生した場合に対応するために条文を定めさせていただいております。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） はい、おおむね分かりました。

ただ、この選定療養費というのは、茨城県で一番最初に発令したもので、お医者さんが困惑して、忙し過ぎるので、少し選定療養費っていうお金を出せば救急車が減るかなっていうような、そういう制度なんですけれども、ただ、これ、町で補助するのは、今言いましたね、何か、ためらわず、施設の救急車の要請をためらわずに行うことが目的とするということなんですけれども、私はこれはあまりよくないと思っているんです。

もし、これをやるのであれば、お医者さんをもっと増やしてほしいというそういう立場なんですけれども、ただ、これためらわずに行うことができることを目的とするっていうのは、この中の選定療養費としては、ためらうための療養費なんです。

だから、これ、それを町でためらわずに行うことができるようにするっていうのは、病院側から見ればちょっと勘弁してくれよというような内容なんじゃないかなっていう感じはするんですね。

だから、この中には、非常に私としては、町で出してくれるっていうのはすごくいいと思うんです。負担軽減になるので、いいんですけれども、ただこれをやっちゃって、ためらわずに行うことを目的とするっていうふうに言っちゃっていいのかなっていうのをちょっと、私は何か、ちょっと疑問に思っているところです。

もう少し考えて、このところを少し出してもらえればいいのかと、考えていただきたいなということですね。だから、私としては、こういうのはもうやめてほしいということを感じてはいるんですけれども、ただ、やっぱり町で、こうして、教育委員会のほうで子供たちに関しては補助を出すということは非常にいいことなのかなというふうには思っています。負担軽減については。

ですけれども、ちょっと悩む、悩ましいところですね、これね。もう少し検討していただきたいなと。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問の中で、ちょっと私のほうの説明不足で、ちょっと誤解を招いた部分がございますので、その部分を再度ご説明させていただきます。

はじめに、学校で児童・生徒が救急車を呼ぶという事案が発生した場合に、今までですと、ためらいなく学校の先生は救急車を呼んでおりました。

それが昨年12月2日から県のほうで病院の逼迫並びに救急隊等の業務の軽減などを考慮して、病院で料金を取れるという制度にしました。

もともとが救急搬送の場合はこういう料金は取ってはいけないという法令で定められておりますけれども、先ほどお話ししたように逼迫している状況なんで、県のほうでは徴収してもよろしいということになったんですけれども、それによって、学校で救急搬送して病院に搬送した場合に、保護者に、それが病院で救急性がないと病院が判断した場合に、近隣ですと7,700円の別途の料金がかかるんですね。

それを保護者のほうに払わせるということなんで、学校のほうではちゅうちょして、いろんな相談窓口もあるんですけれども、そういうところに連絡を取ったり、時間がかかってしまう状況なので、そういう救急性のある場合には、学校で救急車の要請をスムーズに行えるようにするために、この要綱を定めたということでございます。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） よく分かりました。ありがとうございます。

そういうことであればいいなと思います。

ただ、もう一つ追加で質問したいんですけども、周知の問題、それから、通学の時にも適用するのかなのか、そこら辺のところ、ちょっと教えていただけますか。

○議長（三村孝信君） 教育委員会事務局長廣木 仁君。

○教育委員会事務局長（廣木 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

通学についても学校の管理下ということで対応させていただくような形になります。

周知につきましては、今回補正予算として上げておりますけれども、そちらのほうで承認された場合には、保護者のほうにはそういう制度を設けましたということで周知させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲芙美子君。

○8番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

非常にこの救急搬送選定療養費については、非常に問題の多いところで、子供たちだけに限らず、こういうことが町全体で大丈夫ですよと言っていたらいいような、本当にそういうことであれば、もっといいのかなと思っています。要望も含めて質問いたしましたありがとうございます。

もう一つ、報告31号についてお聞きいたします。

低所得者の支援で定額減税の補足給付金ということなんですけれども、これちょっといろいろ、読んでいくと非常に複雑で、なかなか私が読んでも理解がちょっと難しいんですね。できるのであれば、受給できる対象者の一覧表があると分かりやすいなっていうのを感じました。

この件では、受給できる人とできない人がはっきりしないで、あの人はもらったよ、私はもらえない、おかしいんじゃないの、何で、条件がどういう条件よ、という非常に複雑化していますので、もしできるのであれば一覧表なんかにしてももらえるといいなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（三村孝信君） 税務課長佐藤 宰君。

○税務課長（佐藤 宰君） 議長、説明のための資料を提示したいんですけどもよろしいでしょうか。

○議長（三村孝信君） 許可します。

○税務課長（佐藤 宰君） ご質問にお答えいたします。

今表示しましたのは、今年の広報しろさと8月号の記事でございます。

こちらでご説明させていただきます。

対象者につきましては、上のほうから、1番の下例というのがありますけれども、も

うちちょっと上を上げてください。ここに表示しますのは、令和5年所得に比べ令和6年所得が減少したことによりということを書いてありますが、所得の減少があった方がまず該当する可能性があるということでございます。

2つ目としましては、その下の子供の出生等で扶養が増えた方が該当する可能性があるということでございます。

その下になりますが、調整給付支給後に税額の更正により税額が変わった方についても該当する可能性があるということでございます。

次が、その下になりますけれども、青色申告専従者、事業専従者、白色の方ですけれどもその方が該当する可能性があるということでございます。

専従者の方につきましては該当する可能性があるとして、所得税、住民税ともかからない方で、定額減税の対象外になっております。例えば、夫が事業主で事業専従者で奥さんが専従者の場合はその場合は対象外ということになります。

最後の合計所得金額48万円超えの方ですけれども、例えば、子とその妻がいて、その子の父親が同居しております。父の所得が多いため定額減税の対象にはならず、しかも、世帯主でもないため非課税の給付にも当たらないため、そういった方が該当になる可能性があるということでございます。

その他、ご質問等、ほかございましたらば、税務課の窓口でぜひご説明したいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（三村孝信君） 8番藤咲英美子君。

○8番（藤咲英美子君） 大分分かりやすく書いてありました。読まなかった私が悪かったんだと思います。

ただこれは、なかなかここまで書いてあっても、全員に対しての理解というのは本当になかなか理解できる人は理解できるんでしょうけれども、難しいと思います。

分からない時には町に相談をというようなことでお話ししていければいいかなと思っています。分かりました。

いろいろとありがとうございました。

以上です。

○議長（三村孝信君） ほかに質問はございませんか。

14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 33号かな、34号あたりまで、元気アップ振興券、これ非常に疑問を持ってんだけど、令和6年度の12月に議決して、3,000円ずつ配布しますっていう議決までやって、いまだにとうとうまかれてないんだよね。

何でそういう、まいてないやつをまだ、これ、出てきたけど、福祉課の課長に聞いたら、11月まきますなんて、去年のあたりに、今年の正月の頃に、何回、ためてまくの、これ。この定額減税だのさって、これ、政府と同じく、だまかして終わり、笑ってるとこじゃね

えよ、町長。議決、報告しているのに、去年の12月に。

課長だって、替わっちゃっているのに、誰が分かってんの、前のやったやつが。笑ってるとこじゃあんめよ、だって、まだ、まいてもいいねえで。

○議長（三村孝信君） まちづくり戦略課長園部 繁君。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） ただいまの小坏議員のご質問でございますが、前回の第7弾の件かでございます。

第7弾の振興券配布につきましては、昨年度、年度末の2月、3月の頃に実施したというふうに記憶してございます。

今回、第8弾につきましては、使用期間12月、1月を使用期間といたしますので、11月頃に各世帯へ配布を予定しております。

以上でございます。

○14番（小坏 孝君） 去年の12月に議決したの、いつまたの。

○まちづくり戦略課長（園部 繁君） 大変失礼いたしました。2年前に実施したということでございます。

○14番（小坏 孝君） 2年前、何で2年前。

全然、まだやってないね。

みんなうそつきばかりで、公園の工事だって、まあ違う話だけど、ストックヤード話だって跡地に、ストックヤードなんて入れて、全然使ってもいないとこ、ストックヤード、そうやってうそばかりついて、今度は公園の測量なんかもやって、みんなうそつきばかりで、何でそういう予算が取れてるのかなって。

ストックヤードなんか、1回も使ったことないのに、跡地利用なんて言って、やったけど、そういううそをつくんじゃないよ。うそを。

○議長（三村孝信君） 元気アップ商品券について答弁をしてください。

町長上遠野 修君。

○町長（上遠野 修君） 去年は元気アップ振興券やっておりません。

なぜかという、去年は減税ありましたよね。去年は皆さん、岸田さんの肝煎りで減税がかなりありました。減税でもらえない人は、昨年度、この給付金ですね、先ほど藤咲さんから質問があったとおり、去年は減税で1人当たり数万円もらうか、数万円その減税でもらえなかった人は、給付金が去年出たんですよ。

その金額がすごく大きいものがあったものですから、去年は物価高騰対策として、減税または給付金があったので、商品券は昨年度はやっていません。

これの今、元気アップ振興券（第8弾）については3月の議会でまず議決をいただいて、交付金が確定して、思ったより交付金がたくさん来たので、6月補正予算で金額を増額して、そして、今回要綱を発表して10月を基準日として、商品券を11月ぐらいから配り始めて、12月、1月の間で使っていただくということで、3月と6月の議会で皆さん賛成して

議決していただいておりますので、それが今年度中に執行されるということでございます。
何もうそや偽りはございません。

○議長（三村孝信君） 14番小坪 孝君。

○14番（小坪 孝君） 非常に残念だなと思うんだけど、元気アップ振興券が減税に切り替わったなんて、いつそういう話になったんだか。非常に残念だね、町長。

やっぱり元気アップ振興券、みんな物価高で苦しんでる人がいるの。それで、やっぱり議会だよりも、何も、町の広報紙も見て、待ってる人もいんのよ。

それなのに、まかないで、まいたなんて、それが減税でやったなんて、そういううそつきな話はねえよ。

以上。

○議長（三村孝信君） 答弁はいいですか。

○14番（小坪 孝君） 答弁はいい。

○議長（三村孝信君） 答弁は結構だということで、ほかにご質問はございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三村孝信君） 以上で報告を終了いたします。

閉 会

○議長（三村孝信君） 本日の全員協議会の協議事項は全て終了いたしました。

なお、来る9月9日、火曜日午前10時をもって、令和7年第3回議会定例会が招集されますので、午前9時50分までには控室にお集まりいただくよう、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、全員協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 2時38分閉会